

カナダの司法制度

第 1	連邦制と司法制度.....	4
第 2	裁判所・裁判官.....	5
1	裁判所の種類.....	5
(1)	州裁判所 (Provincial/Territorial courts)	5
(2)	州上級裁判所 (Provincial/Territorial superior courts)	6
(3)	ヌナブト準州における裁判所について	9
(4)	州控訴裁判所 (Provincial/Territorial courts of appeal)	10
(5)	連邦裁判所 (Federal Court) 及び連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal)	10
(6)	専門的連邦裁判所 (Specialized Federal Courts)	11
(7)	最高裁判所 (Supreme Court of Canada)	12
(8)	行政委員会・行政審判所 (Administrative boards and tribunals)	13
2	裁判官.....	13
(1)	裁判官の独立.....	13
(2)	裁判官の任命及び研さん.....	14
(3)	裁判官の倫理と規律.....	15
(4)	補助裁判官 (Master)	15
3	裁判官以外の裁判所職員.....	16
(1)	最高裁判所及び連邦裁判所.....	16
(2)	州上級裁判所及び州裁判所.....	17
第 3	検察庁・検察官.....	18
1	連邦政府任命による検察官.....	18
2	州政府任命による検察官.....	18
第 4	弁護士会・弁護士.....	19
1	弁護士.....	19
(1)	弁護士資格.....	19
(2)	弁護士の種別.....	20

(3) 業務	20
(4) 人数・男女比	21
(5) 報酬	21
2 ロー・ソサエティ (Law Society)	22
3 カナダ法律家協会 (Canadian Bar Association)	22
第5 法曹養成制度	23
1 コモン・ローを採用する各州について	23
2 ケベック州について	24
3 その他	25
第6 裁判手続	25
1 民事事件	25
(1) 訴答手続 (Pleadings)	25
(2) クラス・アクション (Class Action/Class Proceedings)	26
(3) ディスカバリー (Discovery)	27
(4) サマリー・ジャッジメント (Summary Judgment)	31
(5) ケース・マネージメント (Case Management)	31
(6) トライアル (Trial)	31
(7) 判決	32
(8) 訴訟費用	33
2 刑事事件	35
(1) 憲法上の位置づけ	35
(2) 犯罪の分類	36
(3) 捜査・起訴の手続	37
(4) 裁判所への出頭確保に係る諸制度	37
(5) 予備審問 (Preliminary Inquiry)	39
(6) 答弁交渉	40
(7) 公判手続	40
(8) 陪審制度	42

3	家事事件	42
(1)	離婚事件	42
(2)	後見事件	46
4	少年事件	47
(1)	法源	47
(2)	少年の定義及び少年刑事裁判所	47
(3)	少年刑事裁判の手続概要	48
(4)	ダイバージョンについて	48
(5)	少年判決と成人判決について	49
第7	裁判外紛争処理 (ADR)	50
1	ブリティッシュ・コロンビア州の例	50
2	オンタリオ州の例	51
第8	ブリティッシュ・コロンビア州における債務名義実現制度 (債権の保全・執行及び債務者の財産調査について)	53
1	概説	53
2	債権の仮差押え (Pre-Judgment Garnishment)	54
3	債権の差押え (Post-Judgment Garnishment)	56
4	判決の執行と債務者の財産調査	58

第1 連邦制と司法制度¹

カナダは、10の州（Province）と3つの準州（Territory）によって構成される連邦制国家であり、その司法制度は連邦と州との間で分割されている（以下、特に断らない限り、準州も含めて単に「州」と表記する。）。

連邦議会（Parliament of Canada）は、憲法²上、「カナダの一般的な控訴裁判所の構成、維持及び組織」及び「カナダ法のより良き運用のためのさらなる裁判所の設立」を定める権限を与えられており（Constitution Act of 1867, 101条）、これに基づき、カナダ最高裁判所（Supreme Court of Canada）、連邦控訴裁判所（Federal Court of Appeal）、連邦裁判所（Federal Court）及び租税裁判所（Tax Court of Canada）などが設けられている。また、連邦議会は、刑事実体法及び刑事手続法の法律制定権限を有している（Constitution Act of 1867, 91条27項）。

州の立法府（Legislature）は、民事及び刑事の管轄権を持つ裁判所の設置、維持及び組織を含めた州内における司法権を運用する権限を与えられており、これには民事手続法の法律制定権限も含まれている（Constitution Act of 1867, 92条14項）。また、州の立法府は、州内における財産及び民事的権利に関する法律制定権限を有している（Constitution Act of 1867, 92条13項）。ただし、州上級裁判所（Provincial/Territorial superior courts）の裁判官の任命権は連邦政府が有している（Constitution Act of 1867, 96条）。このように、州上級裁判所の裁判官の任命権と州における裁判所の設置、維持及び組織についての権限が連邦政府と州政府に分割されているということは、カナダの司法制度が適切に機能するためには、連邦政府と州政府がそれぞれの権限の行使に協力する必要があるということを意味すると考えられている。

¹ カナダ最高裁判所のホームページ参照

(<http://www.scc-csc.gc.ca/court-cour/sys-eng.aspx>)

² カナダ憲法に関する解説として、齋藤憲司「各国憲法集(4) カナダ憲法」（国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年）がある。

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1

また、民事事件について、ケベック州だけが民法典 (Quebec Civil Code) を有するが、その他の州ではコモン・ローが採用されているという点も、カナダ司法制度の大きな特徴である。³

第2 裁判所・裁判官

1 裁判所の種類⁴

カナダの裁判所は、基本的に4つのレベルに分割されている。最も下位のレベルは州裁判所 (Provincial/Territorial courts) であり、大多数の事件はこの州裁判所において処理されている。

第二のレベルは州上級裁判所 (Provincial/Territorial superior courts) であり、重大な刑事事件や州裁判所からの上訴事件などを取り扱う。また、第二のレベルにあり、州上級裁判所と異なる事件を取り扱う裁判所として連邦裁判所 (Federal Court) がある。

その次のレベルが州控訴裁判所 (Provincial/Territorial courts of appeal) 及び連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal) であり、最高レベルがカナダ最高裁判所 (Supreme Court of Canada) である。

(1) 州裁判所 (Provincial/Territorial courts) ⁵

ヌナブト準州を除いた各州に州裁判所が置かれている (ヌナブト準州においては、準州裁判所は置かれておらず、上級裁判所が州裁判所レベルの事件も一括して取り扱っている。)。州裁判所の構成及び名称は州によって異なるが、その機能は概ね同様である。

州裁判所は、大多数の刑事事件、離婚事件を除く家事事件、少年 (12歳から17歳までをいう。) 事件、交通事件及び州によって設定される一定の請求額までの民事事件などを取り扱う (ただし、オンタリオ州においては、州裁判所は民事事件を取り扱わない。⁶)。さらに、全ての予備審問 (重

³ カナダ司法省作成のパンフレット「Canada's System of Justice」18頁
(<http://www.justice.gc.ca/eng/csjsjc/just/img/courten.pdf>)

⁴ カナダ司法省作成のパンフレット「Canada's Court System」2頁
(<http://www.justice.gc.ca/eng/csjsjc/ccs-ajc/pdf/courten.pdf>)

⁵ 前掲「Canada's Court System」2, 3頁

⁶ オンタリオ州上級裁判所 (Superior Court of Justice of Ontario) のホーム

大な刑事事件でフルトライアルを正当化する十分な証拠があるかどうかを判断するための審理）は、州裁判所で行われる。

州裁判所におけるいくつかの法廷は、特定の犯罪又は犯罪者のみを対象としている。1998 年にトロントで始まり、その後の数年間でバンクーバー、エドモントン、レジャイナ、ウィニペグ及びオタワにおいても採用されたドラッグ・トリートメント・コート・プログラム (Drug Treatment Court [DTC] program) はその一例である。このドラッグ・トリートメント・コートにおいては、非暴力的な犯罪者に対し、地域支援サービスを利用し、薬物依存に対する司法的な監督と医学的治療を組み合わせた集中的なプログラムが提供されている。

また、少年裁判所 (Youth courts) は、連邦法である少年刑事裁判法 (Youth Criminal Justice Act) によって起訴されている 12 歳から 17 歳までの少年が犯した犯罪の事件について取り扱う。少年裁判所においては、プライバシーの保護を含めた少年の年齢に応じた適切な保護的手続が提供されている。

いくつかの州（例えば、オンタリオ州、マニトバ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、ユーコン準州など）では、警察、検察及び裁判所を配偶者からの暴力事件に専門化させることによって、裁判所の処理時間を短縮させたり、被害者救済及び加害者の更生に焦点を当てたプログラムを提供したりするために、ドメスティック・バイオレンス・コート (Domestic Violence Courts) が設立されている。

(2) 州上級裁判所 (Provincial/Territorial superior courts) ⁷

全ての州に上級裁判所が置かれている。その名称は州によって異なるが、ヌナブト準州を除き、カナダ全国において、その機能は本質的に同一である。各州の上級裁判所の名称は次のとおりである⁸。

ページ参照

(<http://www.ontariocourts.ca/scj/civil/>)。少額訴訟裁判所 (Small Claim Court) もオンタリオ州上級裁判所の一部門 (branch) という位置づけである。

⁷ 前掲「Canada's Court System」3, 4 頁

⁸ <http://www.nji-inm.ca/nji/inm/a-propos-about/partenaires-partners.cfm>

州名	上級裁判所の名称
アルバータ州	Court of Queen's Bench of Alberta (http://www2.albertacourts.ab.ca/default.aspx)
ブリティッシュ・コロンビア州	Supreme Court of British Columbia (http://www.courts.gov.bc.ca/index.aspx)
マニトバ州	Court of Queen's Bench of Manitoba (http://www.manitobacourts.mb.ca/index.html)
ニューブランズウィック州	Court of Queen's Bench of New Brunswick (http://www.gnb.ca/cour/index-e.asp)
ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州	Supreme Court of Newfoundland and Labrador (http://www.court.nl.ca/)
ノースウェスト準州	Supreme Court of the Northwest Territories (https://www.nwtcourts.ca/)
ノバスコシア州	Supreme Court of Nova Scotia (http://www.courts.ns.ca/)
ヌナブト準州	Nunavut Court of Justice (http://www.nucj.ca/)
オンタリオ州	Ontario Superior Court of Justice (http://www.ontariocourts.ca/)

プリンスエドワードアイランド州	Supreme Court of Prince Edward Island (http://www.gov.pe.ca/courts/)
ケベック州	Superior Court of Quebec http://www.tribunaux.qc.ca/mjq_en/
サスカチュワン州	Court of Queen's Bench for Saskatchewan (http://www.sasklawcourts.ca/)
ユーコン準州	Supreme Court of the Yukon Territory (http://www.yukoncourts.ca/)

州上級裁判所は、州裁判所よりも重大な刑事事件及び一定金額以上の民事事件などを取り扱う（オンタリオ州においては、州上級裁判所が全ての民事事件を取り扱う。ただし、25,000 ドル以下の事件については少額裁判所〔Small Claims Court〕が取り扱う。⁹⁾）。これには離婚事件が含まれる。なお、民事事件の最少の請求額は各州によって独自に設定されている。多くの州で上級裁判所の中に離婚や財産分与の問題を含めた家事事件を専門的に取り扱う部署を置いている他、家庭裁判所が置かれている州もある¹⁰⁾。また、州上級裁判所は、州裁判所システムにおける最初の上訴裁判所としての機能も有する。

州上級裁判所は、「固有の裁判管轄権」(inherent jurisdiction) を有しているといわれる。これは、管轄権が他のレベルの裁判所に具体的に限

⁹⁾ オンタリオ州上級裁判所 (Superior Court of Justice of Ontario) のホームページ参照

(<http://www.ontariocourts.ca/scj/civil/>)

¹⁰⁾ オンタリオ州では、オタワをはじめ17の家庭裁判所が存在する。位置づけとしては州上級裁判所の一部門であるが、本来であれば州裁判所の管轄とされる事件（養子縁組等）を含め家事事件全般の管轄を有する。オンタリオ州司法省のウェブサイト

(<http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/family/famcourts.asp>) 参照。

定されている事件を除き、全ての事件を審理することができるということを意味する。このように、州上級裁判所における重要な特徴は、その管轄権が、州の立法府が立法権限を有する事項に限定されていないという点にある。この点において、カナダの州上級裁判所は米国の州裁判所と大きく異なっているということができる。例えば、刑法や銀行業務に関する事項は、連邦議会が立法権限を有する（Constitution Act of 1867, 91 条 15 項, 27 項）が、州上級裁判所は、これらの事項の紛争についても管轄権を有しており、これらの事項について審理を行う場合であっても、その管轄権を連邦政府から明確に割り当てられている必要はない。もし連邦法において司法権の行使を必要としながら、どの裁判所においてその司法権を行使すべきかについて何も言及されていない場合には、その権限は州上級裁判所が担うということが想定されている。¹¹

なお、州上級裁判所の管理・運営は州政府によって行われるが、州上級裁判所の裁判官の任命権は連邦政府が有し、裁判官の給与も連邦政府から支払われる。

(3) ヌナブト準州における裁判所について¹²

1999 年にヌナブト準州が設立されたことに伴い、カナダでは初めての種類の裁判所が同準州に設立された。ヌナブト準州裁判所は、カナダで唯一、準州裁判所としての機能と準州上級裁判所としての機能を併せ持っている裁判所である。

そして、ヌナブト準州においては、住民の多くが首都イカルイトから離れた場所に居住しているため、ヌナブト準州裁判所は、イカルイトにおける通常の事件処理に加え、事件数に応じて 6 週間から 2 年間の間隔で準州内を巡回して事件を処理している。この巡回裁判所には、裁判官、書記官、記録官、検察官及び少なくとも一人の刑事弁護人が含まれる。地域のコミュニティにおける通訳も雇用され、必要に応じて巡回する。

¹¹ 前掲カナダ最高裁判所のホームページ
(<http://www.scc-csc.gc.ca/court-cour/sys-eng.aspx>) 参照

¹² 前掲「Canada's Court System」7, 8 頁

(4) 州控訴裁判所 (Provincial/Territorial courts of appeal) ¹³

各州に、州上級裁判所及び州裁判所からの上訴を審理する控訴裁判所が置かれている。これは、ブリティッシュ・コロンビア州やオンタリオ州のように独立した裁判所である場合もあれば、プリンスエドワードアイランド州のように、州上級裁判所の一部門である場合もある。州控訴裁判所においては、州によって異なる可能性はあるが、通常は3人の裁判官の合議体により審理が行われる。

(5) 連邦裁判所 (Federal Court) 及び連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal) ¹⁴¹⁵

連邦裁判所は、1971年に、1867年憲法のもとで1875年に設置された財務裁判所 (Exchequer Court) に代わって設置された。公判部 (Trial Division) と連邦控訴部 (Federal Court of Appeal) に分かれていたが、現在は事実審が連邦裁判所 (Federal Court) とされ、控訴裁判所が連邦控訴裁判所 (Federal Court of Appeal) と呼ばれるようになっている。

連邦議会により「カナダ法の良き運用のためのさらなる裁判所」(Constitution Act, 1867, 101条)として設立された裁判所(連邦控訴裁判所、連邦裁判所及び二つの専門的連邦裁判所)は、州の上級裁判所のように「固有の裁判管轄権」を持たないため、その管轄権は制定法によって授与されたものに限られる。連邦裁判所は、連邦政府による、又は連邦政府に対する民事訴訟一般を扱う¹⁶(これらの事件は州上級裁判所にも管轄権があるため、競合管轄となる。)。また、著作権、特許、商標や海事事件などの連邦議会の権限事項に関する一定の民事事件について扱う(知財事件については連邦裁判所に排他的管轄権があるが、海事事件は州上級裁判所との競合管轄である。)。さらに、連邦法による行政審判所等の決定に対する不服審査(judicial review, appeal)を行う。連邦裁判所は原則とし

¹³ 前掲「Canada's Court System」4頁

¹⁴ 前掲「Canada's Court System」4, 5頁

¹⁵ Colleen M. Flood & Lorne Sossin "Administrative Law in Context Second Edition" (Emond Montgomery Publications, 2013) 526ないし527頁

¹⁶ Federal Courts Act 17条

て刑事事件を扱わないが、連邦裁判所に対する法廷侮辱罪の手續については、連邦裁判所において扱う（Federal Courts Rules, 466 条ないし 472 条）。連邦控訴裁判所は、連邦裁判所及び租税裁判所の判決に対する控訴事件を扱うだけではなく、移民、雇用保険、通信、放送、航行や租税など、一定の事項に関する連邦の行政審判所等の決定に対する不服審査も（第一審裁判所として）行う。¹⁷¹⁸

(6) 専門的連邦裁判所 (Specialized Federal Courts) ¹⁹

特定の法領域においてより効果的に対処するために、連邦政府によって、専門的事件に関する連邦裁判所、すなわち租税裁判所と軍事裁判所が置かれている。上述のとおり、これらの裁判所は、法律によって与えられた管轄裁判権の範囲内の事項についてのみ審理を行う。

ア 租税裁判所 (Tax Court of Canada)

カナダ租税裁判所の機能は、連邦租税・歳入法のもとで生じた個人あるいは法人と連邦政府との間の紛争について解決する機会を与え点にある。納税者が、所得税法 (Income Tax Act) が定める全ての紛争解決オプションを行ったにもかかわらず、紛争が解決しなかった場合にのみ、カナダ租税裁判所において審理が行われる。オタワに本庁があり、モントリオール、トロント及びバンクーバーに支部がある。

イ 軍事裁判所 (Military courts)

軍事裁判所は、服務法 (Code of Service Discipline) 違反の事件を審理するため、国防法 (National Defence Act) のもとで設立された。なお、この服務法は、軍人のみならず、カナダ軍に同行する民間人にも適用される。

軍事控訴裁判所 (Court Martial Appeal Court) は、軍事裁判所からの上訴事件を審理する。軍事控訴裁判所の裁判官は、全国の連邦裁判所の裁判官及び他の州上級裁判所の裁判官から選ばれる。州控訴裁判所と

¹⁷ Federal Courts Act 28 条

¹⁸ 松井茂記「カナダの憲法—多文化主義の国のかたち」岩波書店 66 頁

¹⁹ 前掲「Canada's Court System」5, 6 頁

同様に、3人の合議体で事件を審理する。

(7) 最高裁判所 (Supreme Court of Canada) ²⁰²¹

カナダ最高裁判所は、首都オタワに置かれ、カナダの他の全ての裁判所からの上訴を最終的に取り扱う。したがって、憲法、行政法、刑法及び私法を含めた全ての分野での紛争について管轄権を有する。

カナダ最高裁判所は、最高裁判所法 (Supreme Court Act) によって規律され、長官及び8人の最高裁判所裁判官によって構成される (Supreme Court Act, 4条)。そのうち少なくとも3人の最高裁判所裁判官はケベック州から任命される (Supreme Court Act, 6条)。伝統的に、3人はオンタリオ州から、2人はカナダ西部の4州から、そして1人が大西洋側の4州から選出されることになっている。なお、カナダ最高裁判所裁判官は首都圏から40キロメートル以内に居住する必要がある。

事件がカナダ最高裁判所で審理されるためには原則として上訴許可を要する。上訴許可は、事件が公共上の重要な問題点を含んでいる場合、法解釈あるいは事実認定上の重要な問題点を含んでいる場合、又はカナダ最高裁判所で審理されるべき問題点を含んでいると考えられた場合に認められる。ただし、カナダ刑事法 (Criminal Code, 691条) 上、各州の控訴裁判所において第一審の無罪判決が覆された場合及び州控訴裁判所で法律問題について反対意見が付された場合には、上訴許可は必要とされない。上訴許可は、通常、3人の裁判官による書面審理によって処理され、その判断には理由が付されることはない。²²

毎年の上訴許可件数は約600件であるが、そのうち審理が行われるのは約100件である。遠隔地に居住する係争当事者は、ビデオカンファレンス・システムによって口頭弁論を行うことができる。審理に必要な裁判官は5人以上と定められているが、ほとんどの事件は7人または9人による

²⁰ 前掲「Canada's Court System」6, 7頁

²¹ 前掲カナダ最高裁判所のホームページ

(<http://www.scc-csc.gc.ca/court-cour/sys-eng.aspx>) 参照

²² 前掲松井 75頁

合議体で審理される。判決は審理の終わりに言い渡されることもあるが、ほとんどの場合は裁判官が判決理由を記述するため、後日、言い渡される。カナダ最高裁判所の決定は、裁判官の全員一致か過半数により下され、過半数による決定の場合には、少数意見も判決書に記載される。判決及び判決理由は印刷・発行される他、カナダ最高裁判所のホームページにも掲載される。²³

カナダ最高裁判所の重要な役割として、連邦政府の照会(reference)により憲法問題についての勧告意見を出し、法律等の合憲性についての意見を示すというものがある(Supreme Court Act, 53 条)。ケベックの分離独立問題に対する勧告意見などは、その典型例である。²⁴

(8) 行政委員会・行政審判所 (Administrative boards and tribunals) ²⁵

放送免許、雇用保険及び労働安全基準などの分野における紛争については、連邦政府や州政府、又はカナダ雇用保険委員会(Canada Employment Insurance Commission)、カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会(Canadian Radio-Television and Telecommunications Commission)、労使委員会(labour relations boards)、借家審判所(tenancy tribunals)及び難民審判所(refugee tribunals)などの様々な行政機関によって裁決・決定が行われている。

これら行政機関による裁決・決定は、正式な裁判ではなく、通常は、裁判よりも簡略な手続により行われるが、裁判所は、これらの裁決・決定に対して司法審査(judicial review)等を行う。なお、連邦の行政機関において行われた裁決・決定については、連邦裁判所又は連邦控訴裁判所が司法審査を行う。

2 裁判官

(1) 裁判官の独立²⁶

²³ カナダ最高裁判所のパンフレット(日本語版) 参照
(<http://www.scc-csc.gc.ca/court-cour/info/jap.pdf>)

²⁴ 前掲松井 76, 77 頁

²⁵ 前掲「Canada's System of Justice」18 頁

²⁶ 前掲「Canada's Court System」11 頁

州上級裁判所の裁判官は、憲法上、明文により身分が保障されており、善行（good behaviour）を保つ限り罷免されることはなく、上院及び庶民院の助言に基づき、カナダ総督によってのみ罷免され得る（Constitution Act of 1867, 99 条 1 項）。州上級裁判所の裁判官の定年は 75 歳である（Constitution Act of 1867, 99 条 2 項）。最高裁判所法によっても、最高裁判所の裁判官の身分が保障されており（Supreme Court Act, 9 条 1 項）、75 歳が定年とされている（Supreme Court Act, 9 条 2 項）。

また、州上級裁判所の裁判官は、憲法上、連邦議会で定められた報酬、便益及び年金を受け取る権利が保障されている（Constitution Act of 1867, 100 条）。報酬の引き下げには裁判官の報酬委員会の勧告を必要とする。

これらの裁判官の独立の保障は、州裁判所の裁判官や連邦裁判所の裁判官については明文の規定がない。しかしながら、カナダ最高裁判所は、1867 年憲法の「連合王国の憲法と原理において同様の憲法」の要求から不文の裁判官の独立が認められ、これらの裁判官にも同様の裁判官の独立の保障が及ぶことを認めている。²⁷

(2) 裁判官の任命及び研さん²⁸

裁判官は、その裁判所のレベルに応じて、連邦政府又は州政府によって任命される。例えば、州上級裁判所の裁判官は、連邦政府によって任命される（Constitution Act of 1867, 96 条）。カナダでは法曹一元が採用されており、応募者は最低 10 年間の弁護士経験を要する。州裁判所の裁判官は州政府によって任命されるが、同様に最低 10 年間の弁護士経験が要求されている。

カナダ最高裁判所の裁判官の任命は、最高裁判所法によれば、枢密院における総督、つまり内閣が行うこととされている（Supreme Court Act, 4 条 2 項）。最高裁判所の裁判官は、州上級裁判所の裁判官か連邦裁判所の裁判官か 10 年以上の経験を有する弁護士の中から任命されるが、実際に

²⁷ 前掲松井 68 頁

²⁸ 前掲「Canada's Court System」11, 12 頁

は、弁護士からの任命はきわめて稀である。²⁹

裁判官は、任命される前に公式な研修を受ける必要はないが、任命後においては、法律の分野に限らず幅広い分野におけるトレーニングプログラムが提供される。国立司法研究所（National Judicial Institute）は、全ての裁判官に対して研さんプログラムを提供している。また、同研究所は、連邦政府及び州政府、両方の政府から資金を提供され、定期的に新任裁判官のための研修コースを提供している。

(3) 裁判官の倫理と規律³⁰

連邦及び各州に、職務水準及び品行の向上を目的とした司法評議会（judicial council）が置かれている。

連邦政府によって任命された裁判官に対する司法評議会であるカナダ司法評議会（Canadian Judicial Council）は、連邦裁判所及び州上級裁判所において効率的かつ普遍的な司法サービスを提供するために連邦政府によって設立されたものであり、全ての連邦裁判所及び州上級裁判所の所長によって構成されている。同評議会の役割の一つは、裁判官に対する苦情や不正行為に対する申立てを調査することにある。重大な不正行為の証拠が発見された場合には、法務大臣に裁判官の罷免を勧告することができる。法務大臣は、実際に裁判官が罷免される前に上院及び庶民院の承認を得る必要がある。

州政府によって任命された裁判官に対する司法評議会は、裁判官、弁護士及び一般市民によって構成されている。この司法評議会により裁判官の罷免が勧告され得るが、実際に行われた例はほとんどない。州政府によって任命された裁判官に対する罷免についても州議会の承認が必要である。

(4) 補助裁判官（Master）

州上級裁判所における裁判官の任命権は連邦政府が有しているが、補助裁判官は、州上級裁判所において準司法的権限を行使する者でありながら州政府によって任命される（ブリティッシュ・コロンビア州の Supreme

²⁹ 前掲松井 73, 74 頁

³⁰ 前掲「Canada's Court System」12 頁

Court Act of British Columbia, 11 条 1 項など参照) という点に特徴がある。

補助裁判官は、州裁判所の裁判官と同様に報酬を受ける権利を保障され (オンタリオ州の Courts of Justice Act, 87 条 8 項及びブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Act, 11 条 3 項など), 定年までの身分が保障される (オンタリオ州の Courts of Justice Act, 87 条 3 項, 47 条及びブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Act, 11 条 6 項など参照)。

3 裁判官以外の裁判所職員

(1) 最高裁判所³¹及び連邦裁判所

カナダ最高裁判所におけるレジストラー (Registrar) は、最高裁判所長官を直接補佐する者であり、カナダ最高裁判所の管理・運営に関する責任者である。カナダ最高裁判所規則 (Rules of the Supreme Court of Canada) により付与された準司法的権限を行使する。レジストラーの管理責任は、カナダ最高裁判所職員の任命及び監督、カナダ最高裁判所図書館及び記録の保管所であるレジストリー (Registry) の管理、カナダ最高裁判所レポートの発行などが含まれる。レジストラー及び副レジストラー (Deputy Registrar) はカナダ総督により任命される。なお、最高裁判所の職員は現在約 200 人であり、全て連邦の公務員である。

また、最高裁判所裁判官 1 人につき 3 人のロー・クラークが選任され、調査官として各裁判官を補佐する。ロー・クラークは、通常、ロースクールを卒業してすぐの者が選ばれる。ロー・クラークの任期は一年であり、ロー・クラークとして勤務すれば、各州の法律協会が定める実務研修 (articling) の要件の全部又は一部を満たしたとみなされる。各裁判官には、ロー・クラークのほか、アシスタントその他の裁判所職員が割り当てられる。さらに、報道対応等について責任を負う法務責任者 (Executive Legal Officer) や裁判所の警備を行う法務警官 (Legal

³¹ 前掲カナダ最高裁判所のホームページ

(<http://www.scc-csc.gc.ca/about-apos/administration-eng.aspx>) 参照

Officer) が存在する。

連邦裁判所においては、首席書記官 (Prothonotaries) の存在が重要である。首席書記官は、連邦裁判所法 (Federal Courts Act) 12 条に基づき任命される。首席書記官は正式な司法官であり、その権限は、調停、ケース・マネージメントから、決定・命令の申立てに対する判断のみならず (請求額にかかわらず、最終的な判断になり得るものも含まれる。)、連邦裁判所規則 (Federal Courts Rules) により 5 万ドル以下の請求額の事件のトライアルを行うことが認められている (Federal Courts Rules, 50 条, 382 ないし 387 条) など多岐にわたる。³²

(2) 州上級裁判所及び州裁判所

州上級裁判所及び州裁判所の組織の構成については、憲法上、州の立法府に権限が与えられており (Constitution Act of 1867, 92 条 14 項)、これに基づき、各州において様々な裁判所職員が採用されている。例えば、オンタリオ州では、オンタリオ州の法律 (Part III of the Public Service of Ontario Act) に基づき、裁判所職員が採用されている (Courts of Justice Act, 73 条 1 項)。

主な裁判所職員としては、民事訴訟規則等に基づいて特定の文書の発行や記録の管理を行うレジストラ―³³、証人の宣誓や法廷の開閉などの法廷管理を行う裁判所書記官 (Court Clerk)、尋問など法廷で行われた手続を書面に記録するコート・レポーター (Court Reporter)、拘留中の被告人の入退廷の付き添いなどの法廷の秩序維持に努める法廷警備員 (Court Services Officer) などが存在する。³⁴

³² 連邦裁判所のホームページ参照

(http://cas-ncr-nter03.cas-satj.gc.ca/portal/page/portal/fc_cf_en/Bio)

³³ The Ministry of Attorney General of Ontario のホームページ参照

(http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/glossary/default.asp?search=r*)

³⁴ The Ministry of Attorney General of Ontario 作成のパンフレット「Roles in the Criminal Justice System」2, 3 頁

(<http://www.ojen.ca/sites/ojen.ca/files/sites/default/files/resources/Roles%20in%20the%20Justice%20System.pdf>)

第3 検察庁・検察官

1 連邦政府任命による検察官³⁵

連邦政府によって任命された検察官は、2006年12月12日に設立されたPPSC (Public Prosecution Service of Canada) に所属している。PPSCの前身はFPS (Federal Prosecution Service) と呼ばれる組織であるが、カナダ司法省の一部であったFPSとは異なり、PPSCは、司法省からは独立した組織である。PPSCには、約500人の検察官を含めた約900人の職員が所属しており、これに加え、カナダ全国において、約810人の民間の弁護士を雇用している。PPSCが直接捜査を行うことはないが、特にテロ、組織犯罪、マネーロンダリングその他の大規模犯罪において捜査機関に対し、法的アドバイスをを行う。

連邦法違反の犯罪（漁業法違反、所得税法違反、関税法違反、環境保護法違反など。これらの共謀罪、未遂罪を含む。）及びカナダ刑事法のうちのテロリズム犯罪やマネーロンダリングなどの組織的犯罪については、連邦政府によって任命された検察官が訴追を行う。また、ニューブランズウィック州及びケベック州を除く州においては、規制薬物取締法違反について、連邦政府によって任命された検察官が訴追を行う。さらに、3つの準州においては、連邦法のみならず、カナダ刑事法における犯罪も含めて全て連邦政府によって任命された検察官が訴追を行っている。

2 州政府任命による検察官

各州の法務総裁 (Attorney General) のもとに、州政府によって任命された検察官が所属する検察組織が置かれ、王権 (Crown) を代表して訴追権限を行使する。米国とは異なり、カナダの検察官は、通常、捜査に関与することではなく、警察等の行った捜査の結果を検討し、起訴を正当化するだけの十分な証拠があるかどうかについて独立して評価を行う。³⁶ 検察官は、政府、警察及び犯罪被害者の代表ではなく、社会及び公益の利益のために訴追権限

³⁵ PPSC のホームページ参照

(<http://www.ppsc-sppc.gc.ca/eng/bas/index.html#intro>)

³⁶ 前掲「Roles in the Criminal Justice System」2頁

を行使することが期待されており、たとえ有罪判決のために十分な証拠が存在したとしても、公共の利益を考慮して不起訴とすることもできる。³⁷

検察官は、州によって名称が異なり、例えば、オンタリオ州では「Crown Attorney」、ブリティッシュ・コロンビア州では「Crown Counsel」、アルバータ州では「Crown Prosecutor」という。州の検察官の責務等については、各州における法律（オンタリオ州では「Crown Attorneys Act」、ブリティッシュ・コロンビア州では「Crown Counsel Act」という。）によって規律されている。

第4 弁護士会・弁護士³⁸

1 弁護士

(1) 弁護士資格

カナダは連邦制を採用しており、法曹養成についても各州に委ねられている。そして、弁護士資格の付与についても、各州によって異なっているところ、一般に、3年間のロースクールの課程を卒業し、各州のロー・ソサエティが実施する法曹資格付与コース（1年～1年半）において、座学講習及び実務修習（Articling）を経た後、資格付与試験（なお、同試験も、上記法曹資格付与コースの一環となる。）に合格することが必要となる。

ある州の弁護士による他の州における弁護士活動や、他の州のソサエティへの登録替えについては、各州のロー・ソサエティ間の協定（Agreement）によって定められている。現在、コモン・ローのある州で弁護士資格を取

³⁷ ブリティッシュ・コロンビア州法務省（Ministry of Justice）のホームページ参照

<http://www.ag.gov.bc.ca/prosecution-service/BC-prosecution/crown-counsel.htm>

<http://www.ag.gov.bc.ca/prosecution-service/crim-court-proc/adult.htm>

³⁸ 倉地康弘「カナダの弁護士とその養成」判例時報 1732 号 12 頁、佐々木雅寿「法曹養成制度（カナダ）」法学セミナー 562 号、山本崇晶ら「カナダの法曹養成制度について—アルバータ大学助教授 Trevor C W. Farrow 氏講演報告—」日弁連法曹養成対策室法 1 号（2006 年）81 頁、司法制度改革推進本部法曹養成検討会第 19 回配布資料 3 など参照

得した者は、一定の制限のもと、他のコモン・ローの州で活動することも認められている一方(National Mobility Agreement)、大陸法を採用しているケベック州においては、カナダの法的助言者(Canadian Legal Advisor in Quebec)としてケベック州弁護士会のメンバーに登録されうるにとどまり、その活動は、連邦法及び資格を有する自州の法律及び国際法に関するものに限定されている(Quebec Mobility Agreement)。もともと、新しい協定が2013年10月に締結された。この“National Mobility Agreement 2013”が施行されれば、ケベック州とコモン・ロー各州の間でも、他州の弁護士による活動が広く認められるようになる(ただし、ケベック州の公証人は従前と同様の取扱いである。)。同協定の施行により、従前のNational Mobility Agreement及びQuebec Mobility Agreementは効力を失う。

なお、三つの準州については、別途、Territorial Mobility Agreementが締結されているが、上記National Mobility Agreementの各規定を準用する形式が取られている。³⁹

(2) 弁護士の種別

ケベックを除くカナダの各州では、イギリス法を継受したものの、バリスター、ソリシターの区別は継受せず、弁護士の種類は1つだけである(実際には、専門とする業務内容に応じて、各用語が使われることはある。)。また、フランス法を継受したケベック州でも同様に、弁護士はAvocatと呼ばれる1種類のみである(なお、ケベック州には、公証人(Notary)と呼ばれる、証書の作成を行い、文書の認証を行うと共に、私人の法律相談に乗りアドバイスを行う法律専門職が存在し、カナダにおいては、公証人についても、広義の意味での弁護士に含めるのが一般的である。)

(3) 業務

弁護士としての業務内容は多様であり、法律事務所で働く者(法律事務

³⁹ Federation of Law Societies of Canada のHP
(<http://www.flsc.ca/en/national-mobility-of-the-legal-profession/#territorial>)

所にも日本と同様、百人を超える事務所から、個人事務所まで多種多様である。)、企業内弁護士として働く者(法務部門で働く者のほか、管理職として働く者もいる。)、政府内で働く者(検察官として刑事訴追を行う者のほか、民事訴訟を担当する者、法政策や立法に関与する者などもある。)、法学教授として大学で働く者などがある。

なお、カナダでは、検察官もすべて弁護士であり、すべて後述のロー・ソサエティの会員となり、その規律に服することとなっているが、裁判官については、裁判官に任命されると同時にロー・ソサエティの会員資格を失うものとされている。カナダの法律家は、弁護士か裁判官に分かれるといえる。

(4) 人数・男女比⁴⁰

現在カナダ全土で弁護士として活動している弁護士の数は、約9万2,000人である(なお、活動していない者などを併せると11万人強となる。)。女性の比率については、男女比の統計をとっていない州もあることから、正確な数字は分からないが、30~40%程度である。女性弁護士の比率は近年増え続けており、弁護士経験5年以内の者だけをみれば、女性の方が多いい州もある(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ケベック州など三大州においても女性の方が上回っている。))。

(5) 報酬⁴¹

2014年に行われた調査によれば(回答の母数が小さいので、その信頼性については留意する必要がある。)、アソシエイトとしての弁護士の報酬の平均は1年目が80,000ドル、2年目は85,000ドル、3年目は90,000ドル、4年目は10,1500ドル、5年目は11,2500ドル、6年目は12,5000ドル、7年目は12,0000ドル、8年目以降については14,5000ドルという。勤務1年目弁護士の報酬は、昨年度よりも21パーセント上昇し、調査を

40

<http://flsc.ca/wp-content/uploads/2015/03/2012-statistical-report.pdf>

⁴¹ 2014 Canadian Lawyer's Annual Compensation Survey 参照

http://www.canadianlawyermag.com/images/stories/pdfs/Surveys/2014/Comp_Survey.pdf

開始した 2010 年以降で最も高いレベルになっているとのことである。また、企業内弁護士の報酬の平均は、1 年目が 89,000 ドル、2 年目が 89,000 ドル、3 年目が 93,500 ドル、4 年目が 97,000 ドル、5 年目が 115,000 ドル、6 年目が 115,000 ドル、7 年目 13,0000、8 年目が 126,000 ドル、9 年目以降が 150,000 ドルとのことである。

2 ロー・ソサエティ (Law Society)

ロー・ソサエティは、それぞれの州に一つずつ（ただし、ケベック州には弁護士による “Barreau du Quebec” と公証人による “Chambre du Quebec” の二つ）存在し、その州内の弁護士を規律する組織であり、弁護士として活動するためには必ずいずれかの州のロー・ソサエティに所属する必要がある。また、ロー・ソサエティは、前述のとおり、各州における法曹資格付与コースの実施主体となり、各州における資格付与試験を実施し、各州における弁護士資格を付与する権限を有している。その他、ロー・ソサエティは、弁護士に対する苦情の受付と非行弁護士の懲戒、弁護士の継続教育、市民への情報提供などを行っている。さらに付随的な業務として、弁護士賠償基金や弁護過誤保険の運営も行っており、弁護士は、ロー・ソサエティの会費と共に、これらの保険料等を支払う必要がある（なお、政府内及び企業内弁護士などは、上記保険料の支払を免除されることがある。）。

各州のロー・ソサエティを取りまとめる組織として、Federation of Law Societies of Canada がある。

3 カナダ法律家協会 (Canadian Bar Association)⁴²

ロー・ソサエティが強制加入の団体であるのに対し、弁護士の任意加入団体として大きな影響力を持っているのが、カナダ法律家協会である。会員資格は弁護士に限られず、弁護士資格を有していない法学教授、裁判官、ロースクールの学生も会員になることができる。同協会の目的は、政府の立法や司法制度の改革などに対して意見を述べること、弁護士への継続教育などである。前述のロー・ソサエティと同協会の区別としては、ロー・ソサエティ

⁴² <http://www.cba.org/cba/>

は公共の利益のため、同協会は弁護士の利益のためという言い方がされることがあるが、実際上の役割分担は判然としないようである。

第5 法曹養成制度⁴³

1 コモン・ローを採用する各州について

前述のとおり、法曹養成制度は、各州に委ねられており、大陸法を採用するケベック州と、コモン・ローを採用するケベック以外の各州では、大きく制度が異なっており、まず、ケベック以外の各州の制度について説明を加える。

ロースクールの入学資格は、ロースクールによりやや異なるが、最低でも大学で2年間以上の教育を履修済みであることを要求しており、実際には3年または4年の大学学士課程を修了した者が入学者の多数を占め、大学院修士課程以上の学位を有する者も多い（なお、かつては、ロースクールにおける学位は、Bachelor of Lawであり、あくまで学士として扱われていたが、近時は、Juris Doctor (JD)の学位を授与する大学が増えてきている⁴⁴）。選考過程は、基本的には書類審査であり、LSAT と呼ばれるロースクール適正試験（アメリカ合衆国で用いられているものと同じであり、日本でも受験することができる。）の成績と、それまでの学業成績によって決まるのが通例である。

ロースクールでは、通常3年間の教育が行われ、1年生次には必修の基本科目を（ブリティッシュ・コロンビア大学では、契約法、不法行為法、財産法、憲法、刑事法、先住民法、法律判例調査の仕方などの科目が必修である。）、また、2年生次以降は、民事手続法、労働法、担保法など幅広い選択科目から履修するという方式となっている。なお、コモン・ローを教えるロースクールは全国で20⁴⁵校存在するが、アメリカのように、ロースクール間でのレベルの差は小さくなく、各州出身の学生は、各州のロースクールに通うのが

⁴³ 前記第4で掲げた参考資料のほか、各州のLaw Societyのホームページなどを参照

⁴⁴ UBCでも、現在は、Juris Doctorの学位を授与しており、卒業生にも、学位の変更を認めている（<http://www.allard.ubc.ca/conversion-llb-jd-faqs>）。

⁴⁵ <http://www.flsc.ca/en/canadian-law-school-programs/>

通常となっている。

ロースクールを卒業した者の大多数は、弁護士資格取得を目指して、各州のロー・ソサエティが実施する法曹資格付与コースを1年～1年半履修する。同コースの内容は、各ロー・ソサエティによって異なるが、通常座学とアーティクリング(Articling)と呼ばれる実務修習から構成されている。オンタリオ州の場合は、①バリスタ試験及びソリスタ試験、②実務修習(約10か月)、③good character 審査(犯罪歴の有無等を審査するもの)の全てを3年間の資格期間(Licensing Term)内にクリアすることが要求される⁴⁶。また、ブリティッシュ・コロンビア州の場合は、約10週間の座学研修及び約9か月の実務修習となっており、いずれも同コースの中で、最終試験が行われ、同試験に合格することが、弁護士資格付与の条件となっている。⁴⁷

2 ケベック州について

フランス法を継受するケベック州においては、教育制度も各州と異なっている。ケベック州では初等中等教育が11年間(他の州では12年間)しかなく、その代わりにCEGEPと呼ばれる大学進学を目指す者の大学進学準備プログラムが2年間設けられている。ケベック州のロースクールへの入学資格は、同プログラム修了のみが要求されており、その結果、他の州のロースクールと比べると、入学する学生の平均年齢は低いといわれている。また、入学の定員数も他の州のロースクールと比べると多い一方、3年の課程の中で落第する学生も多いといわれている(他の州では、ロースクールに入学さえすれば、ほぼ全員卒業することができ、また、弁護士資格を取得することができるといわれている。)

ロースクール卒業後は、ケベック州の弁護士会(Barreau du Quebec と呼ばれているが、実質はその余の州のロー・ソサエティと同一である。)が実施する法曹資格付与コースを受講する。同コースの内容は、8か月の教室における授業と、6か月の実務修習からなっており、最終的に実技技能試験及

⁴⁶ <https://www.lsuc.on.ca/licensingprocesslawyer/>

⁴⁷ <http://www.lawsociety.bc.ca/docs/forms/MS-admissions/admission-info.pdf>

び筆記試験に合格することによって、弁護士資格を取得することができる。

3 その他

以上のとおり、ケベック以外の各州では、ロースクールに入学する条件として、大学教育を受けていることを要求しているため、弁護士になるまでの教育期間が長すぎるという批判もある。もっとも、ロースクール入学以前に、法学以外の大学教育を受けること自体は積極的に評価されているようで、ロースクール入学の条件として大学教育を要求されないケベック州の弁護士については、教育・訓練が足りないと評されることもあるようである。

第6 裁判手続

1 民事事件

民事訴訟規則の作成は各州に任されており (Constitution Act of 1867, 92 条 14 項)、各州において民事訴訟規則が作成されている。その名称は各州によって異なっており、例えば、オンタリオ州では「Rules of Civil Procedure」といい⁴⁸、ブリティッシュ・コロンビア州では「Supreme Court Civil Rules」といい、ケベック州では「Code of Civil Procedure」という。

手続の細部は州によって異なるが、カナダにおける民事第一審の手続は、概ね以下のとおりである。

(1) 訴答手続 (Pleadings) ⁴⁹⁵⁰

訴状 (Statement of Claim) を裁判所に提出することにより訴訟は開始する。その後、訴状の写しが被告に送達され (ただし、送達は裁判所ではなく原告が行う。)、被告が一定期間内に答弁書 (Statement of Defence) を裁判所に提出しなかった場合、欠席判決 (Default Judgment) が下される場合がある。

⁴⁸ 州法である裁判所法 (Courts of Justice Act) 66 条により、民事事件に関する規則制定権は、裁判官や弁護士から構成される民事規則委員会 (Civil Rules Committee, 同法 65 条参照) に委任されており、同委員会が制定したのが Rules of Civil Procedure である。

⁴⁹ Janet Walker & Lorne Sossin, "Civil Litigation: Essentials of Canadian Law" (Irwin Law Inc., 2010) 94 ないし 99 頁

⁵⁰ 前掲「Canada's System of Justice」19 頁

訴状を受領した被告は、本案について答弁するかどうかを決定し、本案について答弁する場合には、訴状における事実主張に対し、認める (admissions) か、否認 (denials) するか、不知 (lack of knowledge) とするか、積極的抗弁 (affirmative defences/confession and avoidance) を主張するかを答弁書に記載する。

訴状及び答弁書には、「具体的な事実」(Material Facts) の陳述を含んでいなければならない。カナダにおいては、米国における「弁論の告知」(notice pleading) よりも詳しい陳述が要求されている。

また、争点整理に何ら役立たないことから、今日においては、全面的な否認は許されていない。被告に対しては、争うつもりはない事実主張については積極的に認めて争点を減らすことが期待されている。具体的に否認されていない事実主張については、これを認めたものとみなされる。

通常は、訴状と答弁書の提出により訴答手続は終了する。被告が具体的に否認していない事実は認めたものとみなされるが、原告については同様の規定はなく、原告は、被告の主張に対して全て否認したとみなされる。したがって、原告は、答弁書に対して単に被告の主張を否認するためだけにさらに書面を提出する必要はない。しかし、被告が積極的抗弁を主張したような場合には、原告は、答弁書に反論するため、反対訴答 (reply) と呼ばれる書面を提出することができる。原告の反対訴答に対し、被告も、さらに反対訴答を提出し得るが、これ以上の書面の提出には裁判所の許可が必要である。

被告は、答弁書の提出と共に、原告に対して反訴 (counterclaim) を提起するか、他の被告に対して交差請求 (cross-claim) を提起するか、当事者ではない第三者に対して訴えを提起する (third-party claim) ことができ、それぞれの訴えにつき、さらに訴答手続が行われる。

(2) クラス・アクション (Class Action/Class Proceedings) ⁵¹

カナダでは、20 世紀後半から相次いで各州においてクラス・アクショ

⁵¹ 前掲“Civil Litigation: Essentials of Canadian Law”141 ないし 143 頁

ン制度が採用されてきた。1978 年に、ケベック州において、米国の連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）23 条をもとにしたカナダ初のクラス・アクション法（An Act Respecting the Class Action）が制定された。その後、ケベック州のクラス・アクション制度をもとに 1993 年にオンタリオ州で採用され、1996 年にブリティッシュ・コロンビア州においても採用された。サスカチュワン州とニューファンドランド・ラブラドール州が 2002 年に、マニトバ州とアルバータ州が 2003 年にこれに続き、最後にノバスコシア州が 2007 年に採用した。州（準州を除く）の中で唯一プリンスエドワードアイランド州だけがクラス・アクション制度を採用していない。

訴訟の開始においては、通常の訴訟と同様に訴状の提出によって開始されるが、当事者の申立てに基づき裁判所が認めた時点からクラス・アクション手続に切り替わることになる。代表当事者は、裁判所の認定により定義されたクラス内の全てメンバーを代表し、裁判所の認定により定められた範囲内の権限において訴訟を追行する。請求が認容された場合には利益がクラス・メンバーに分配され、勝敗にかかわらず、判決効は全てのクラス・メンバーを拘束する。

クラス・アクションが認められるための要件としては、オンタリオ州のもの（Class Proceedings Act, 1992）が最も典型的である。同法第 5 条は、要件として、①請求の原因が開示されていること、②代表当事者によって代表され得る二人以上の定義可能なクラス（集団）が存在すること、③請求又は防御がクラス・メンバーに共通であること、④クラス・アクションが紛争解決のためにふさわしい手続であること、⑤代表当事者が、⑦公正かつ適正にクラスの利益を代表する者であり、⑧クラス・メンバーに代わって手続を進め、かつ、クラス・メンバーに手続を通知することができる実行可能な計画を提案しており、⑨他のクラス・メンバーとの間に利益相反がないことを挙げている。

(3) ディスカバリー（Discovery）

訴答手続が終了した後、ディスカバリーと呼ばれる証拠開示手続が行わ

れる。ディスカバリーには、大きく分けて文書の開示 (Discovery of Documents) と尋問 (Examinations for Discovery) がある。

ア 文書の開示⁵²

コモン・ローを採用する多くの国々でディスカバリー制度が設けられているが、他の国においては、対立当事者から要求があった文書又はトリアルにおいて提出予定である文書のみの開示を求めるのが一般的であるのに対し、カナダにおけるディスカバリー制度は、より広範囲な文書の開示を求めるという点で独特である。

カナダにおけるディスカバリーは、まず、当事者が所持しているか、もしくは所持していた争点に関連する文書のリストを交換することによって行われる。このリストは州によって名称が異なり、オンタリオ州などでは「affidavit of documents」、アルバータ州などでは「affidavit of records」、サスカチュワン州では「statement on discovery」、ブリティッシュ・コロンビア州では、「list of documents」などと呼ばれる。このリストには、当事者が現に所持しているか、もしくは過去に所持していた争点に関連する当事者が知り得る限りの全ての文書を記載することを要する。また、例えば、オンタリオ州では、各文書につき、①所持しており提出に応じる、②所持している（又は所持していた）が秘匿特権 (Privilege) を行使する、③もはや所持していない（その場合、秘匿特権を行使するかどうかにかかわらず、所持を失った理由及び最後の所在場所を記載する）ということに記載する必要がある (Rules of Civil Procedure, 30.03 条 2 項) (ブリティッシュ・コロンビア州においてもほぼ同様である。Supreme Court Civil Rules 7-1)。なお、「文書」 (Documents) には、録音、ビデオテープ、フィルム、写真、チャート、グラフ、地図、計画、調査、会計帳簿及び全ての電子データが含まれる。

リストの交換に続き、又はリストの交換と同時に、当事者は、秘匿特

⁵² 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 170, 171, 178 頁

権の及ばない文書を相手方に提供する。提供する文書は大量になり得るため、近年では、文書のイメージ等を保存した CD-ROM の交換を行うことが多い。

イ 尋問⁵³

カナダにおけるディスカバリー段階での尋問手続は、米国の手続と英国の手続の中間に位置するものということができる。米国においては当事者のほか第三者である証人についても尋問を行えるが、英国においてはトライアルの前にはいかなる尋問も行えない。カナダでは、原則として当事者に対する尋問のみが許されており、それ以上の尋問には原則として裁判所の許可が必要である。

当事者が法人の場合に、誰に対する尋問を行うことができるかについては州によって異なり、裁判所の許可を受けて、尋問を行う側が誰に対して尋問を行うかを選択する州と、当事者である法人において、誰が法人を代表して尋問を受けるかを選択する州がある。

ディスカバリー段階での尋問手続は、文書の開示の後に行われる。当事者及び代理人弁護士間において時間と場所を設定し、宣誓の上、代理人弁護士らによって質問が行われる。記録係によって尋問のトランスクリプトが作成され、トライアルの準備などに使用される。

ウ 他のディスカバリー手続⁵⁴

(ア) 質問書 (Interrogatories)

書面による質問及び回答により必要な情報を得る手続である（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 35 条及びブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Civil Rules, 7-3 など）。回答が相手方代理人弁護士によって作成され、効果的な情報を得ることができないなどの理由から、あまり利用されていない。

(イ) 診察 (Medical Examination)

裁判所の命令により、身体的又は精神的な状態が問題となっている

⁵³ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 179, 180, 184 頁

⁵⁴ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 187 ないし 189 頁

当事者等に対して医師による診察を行い、医学的な報告書を作成する
手続である（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 33 条及び
ブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Civil Rules, 7-6(1)
など）。

(り) 物件調査 (Inspection of Property)

建物の状態などが争点になっている事案において、裁判所の許可に
より、測量や写真撮影、サンプルの採取などを行い、物件の状態を確認
する手続である（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 32
条及びブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Civil Rules,
7-6(4) など）。

エ 秘匿特権 (Privilege)⁵⁵

カナダにおいては、ディスカバリー手続において広範囲な開示が求め
られるため、秘匿特権が特に重要となる。

最も一般的かつ強固なものが、弁護士から法的アドバイスなどを受け
るために行われた弁護士と依頼者とのコミュニケーションに対する開
示を拒否できる「弁護士・依頼者間の秘匿特権」(solicitor-client
privilege) である。ただし、弁護士・依頼者間の全てのコミュニケーシ
ョンが秘匿特権の対象となるわけではなく、内密に行われたものではな
いコミュニケーション、法的なアドバイスではなくビジネスに関するア
ドバイスを受けるために行われたコミュニケーション及び犯罪に関す
ることや詐欺的なコミュニケーションなどについては秘匿特権の対象
外である。

もう一つの重要な秘匿特権として、訴訟のための準備行為等に対する
開示を拒否できる秘匿特権 (litigation privilege) がある。弁護士・
依頼者間の秘匿特権とは異なり、訴訟のための準備行為であれば、必ず
しも内密に行われていないものであっても秘匿特権の対象となり、その
範囲は、弁護士・依頼者間のコミュニケーションのみならず、弁護士と

⁵⁵ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 193 ないし 203 頁

第三者とのコミュニケーション等にまで及ぶ。

その他、事実認定者である裁判官又は陪審員に予断を与えないよう、トライアルにおいては、それまでに行われた和解交渉（settlement negotiations）の内容は秘匿特権の対象となる。

(4) サマリー・ジャッジメント（Summary Judgment）⁵⁶

当事者の主張に、人証による証拠調べを必要とするだけの真正な争点（genuine issue）がなく、書証のみで判断できる場合には、トライアルが行われる前に、当事者の申立てにより、サマリー・ジャッジメントによる判断が行われる（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 20 条及びブリティッシュ・コロンビア州の Supreme Court Civil Rules, 9-6 など）。

(5) ケース・マネージメント（Case Management）⁵⁷

裁判所はディスカバリーまでの手続において事件に関与しないのが原則だが、訴訟進行を当事者任せにすることによる訴訟遅滞等を避けるため、裁判所の積極的関与が求められる場合がある。

具体的な内容は州ごとに異なるが、例えばオンタリオ州ではケース・マネージメントと呼ばれる手続が用意されており（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 77 条）、事件がケース・マネージメントに付されると、特定の裁判官又は補助裁判官が指名され、各種手続に期限を付したり、各種申立て（Motion）を当該裁判官又は補助裁判官のみで担当することが可能になる（ケース・マネージメントに付されない場合、Motion 等が提起される度に裁判官又は補助裁判官が指名されるため、同一事件を同一裁判官が担当する保証はない。）。なお、この裁判官又は補助裁判官は、当該事件のトライアルを担当することはできない（オンタリオ州の Rules of Civil Procedure, 77 条 06(2)）。

(6) トライアル（Trial）^{58,59}

⁵⁶ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 210 頁

⁵⁷ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 254 頁

⁵⁸ 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 28 頁

ディスカバリー等の手続を経ても事件が和解により解決しない場合、トライアルと呼ばれる証拠調手続が行われる。

最初に冒頭陳述 (opening statement) が行われ、続いて書証及び写真などの証拠調べ及び人証調べが行われる。人証調べにおいては、主尋問 (examination-in-chief)、反対尋問 (cross-examination) 及び再主尋問 (re-examination) が認められている。

裁判官は、トライアルにおいて、提示された証拠及び証人等に対する質問について関連性の有無を確認しなければならない。例えば、原則として伝聞証拠 (hearsay evidence) は証拠から排除される。

トライアル終了時には、書面又は口頭により最終弁論 (closing statement/closing argument) が行われる。

なお、民事事件において陪審裁判が行われることは稀である。⁶⁰陪審員がいる場合には、トライアル終了時に、裁判官から証拠と法の適用について説示が行われる。

(7) 判決⁶¹

判決は、トライアル後直ちに言い渡されることもあるが、通常は、裁判官が判決理由を記述するため、後日、言い渡される。請求を認容する場合の救済手段としては、以下の方法が認められている。

ア 損害賠償 (damages)

最も一般的なものが金銭的損害賠償であり、被告の不法行為等により原告が被った損害及び将来的に被ると考えられる損害を合計して認容額が算出される。

懲罰的損害賠償 (punitive damages/exemplary damages) も認められており、被告の行動が非常に不快又は侮辱的で、地域社会の不満を損害賠償の金額に反映させることが要求されるような場合に課される。

イ 確認的救済 (declaratory remedies)

⁵⁹ 前掲「Canada's System of Justice」20 頁

⁶⁰ 前掲「Canada's Court System」6 頁

⁶¹ 前掲「Canada's System of Justice」20, 21 頁

当事者の権利関係を確認する救済手段である。例えば、遺言や契約の内容を確認する場合、個人の財産や土地の所有権に対して判断を行う場合に行われる。

ウ 差止命令 (injunction)

被告に対し、ある行為を禁止し、又はある行為を行うことを命じる救済手段である。例えば、原告の近所においてごみを燃やす行為を禁止する場合や、原告の土地から廃棄物を取り除くよう命令するような場合である。

エ 特定履行 (specific performance)

契約違反に対し、約束された形そのまま債務を履行することを強制する救済手段である。例えば、売主である被告が住宅の売買契約の履行を怠った場合に、買主である原告に対し、合意に基づいた金額でその住宅を売することを命じる場合などである。

(8) 訴訟費用⁶²

訴訟費用負担の裁判は裁判所の裁量に委ねられる。訴訟費用には弁護士費用も含まれるため、敗訴者は巨額の負担を強いられる可能性があるが、実際に弁護士費用の全額負担が命じられるケースはまれである。(9) 行政事件について⁶³

カナダでは行政審判所 (administrative tribunals) が発達しており、多くの分野において行政審判所が紛争解決のための決定をしている。例えば、ブリティッシュ・コロンビア州の Justice Education Society⁶⁴ のウェブサイト上のリストには連邦法を根拠法規とするものも含め 90 近くの行政審判所が挙げられている。中には、民事紛争を取り扱っている行政審判所もあり、エネルギー、鉱業及び天然ガス省の住宅及び建設基準事務所 住民借家部は、一定の借家関係紛争について採決を行っている⁶⁵ (借家関

⁶² 前掲 “Civil Litigation: Essentials of Canadian Law” 32 頁

⁶³ 前掲 “Administrative Law in Context Second Edition” 16 ないし 20 頁, 102 ないし 120 頁

⁶⁴ <http://www.adminlawbc.ca/search-tribunals>

⁶⁵ 住民借家部のホームページ <http://www.rto.gov.bc.ca/>

係の紛争を行政審判所が扱うというのは他州においても一般的なようである。⁶⁶)。行政審判所の決定に対する抗告(appeal)を取り扱う行政審判所もあり、行政救済手続における行政機関の役割は大きい。

カナダには、日本の行政事件訴訟法のように行政事件の類型を一般的に列挙した法律はないが、裁判所が行政機関による決定等を審査する方法としては、通常の民事訴訟において契約又は不法行為の問題として提起される場合のほか、制定法によって定められた抗告(appeal)の方法による場合と、裁判所の「固有の管轄権」(inherent jurisdiction)に基づく司法審査(judicial review)の方法による場合がある。

抗告は個別の制定法(statute)により権利として認められた、行政審判所(tribunals)等の決定に対する不服申立ての方法である(ただし、抗告をするために行政審判所自体や裁判所の許可を要するとする法令もある。)。当該個別法により第一審の管轄裁判所が定められる(控訴裁判所が第一審の管轄裁判所とされることもある。)。また、裁判所による審査の範囲も当該個別法により定められ、裁判所による覆審的審査(*de novo* review)を認めるものもあれば、行政審判所の記録に基づく法律問題の審査のみを認めているものもあり、その範囲は法令により様々である。抗告に執行停止効があるかどうかは制定法により定められている。例えば、行政審判所の手続に関する通則を定めたオンタリオ州の行政手続法(Statutory Powers Procedure Act)は原則として抗告に手続停止効を認めているのに対し、ブリティッシュ・コロンビア州の行政審判所法(Administrative Tribunals Act)は手続停止効を認めず、停止命令の権限を行政審判所自体に認めている。もちろん停止命令の権限を裁判所に付与する立法例もあるし、特段の定めがない場合は管轄裁判所に権限があると解されている。

司法審査(judicial review)は、英国において、法の支配の原則(rule of law)の要請に基づき伝統的に裁判所に認められてきた権限であり、行政機

⁶⁶ 上記第2の1(8) 前掲松井 70 ないし 73 頁

関が根拠法規によって与えられた権限を超越していないかを審査する行政救済制度である。審査の対象は法の支配が要請する手続上の公正 (procedural fairness) にも及ぶ。カナダでは、1867 年憲法法律により州上級裁判所が司法審査の権限を引き継いだとされている。この司法審査は、国民の権利として認められたものではなく、例外的で裁量的な救済手段と理解されている。抗告 (appeal) など他の救済手段を尽くしていない場合、行政審判所等が最終的な決定に至っていない場合、ムートネスの場合などには、裁判所は申し立てられた司法審査を拒絶することができる。また、司法審査の申し立てには原則として執行停止効はないとされている。もっとも、コモン・ロー上の制度である司法審査についても、現在では、制定法による変更が加えられている。すなわち、連邦裁判所法 (Federal Courts Act) が連邦法によって設立された行政審判所等の決定に対する司法審査の管轄権を連邦裁判所及び連邦控訴裁判所に与え、その手続等について定めているほか、オンタリオ州の司法審査手続法 (Judicial Review Procedure Act) のように多くの州で司法審査の手続を定めた制定法を設け、出訴期間を定めるなど、コモン・ロー上のルールに一定の変更を加えている (したがって、手続や司法審査の要件などは州によって異なる)。コモン・ロー上の伝統的な救済としては、行政審判所等に対し記録の提出を求める記録提出命令 (certiorari)、行政機関等に対し権限の行使を禁止する禁止命令 (prohibition)、行政機関等に対し職務の執行を命ずる職務執行命令 (mandamus) などがあるが、複雑で技術的であったことから、制定法により利用可能な救済手段を整理している州も多い。

2 刑事事件⁶⁷⁶⁸⁶⁹

(1) 憲法上の位置づけ

カナダは、連邦制を採用している国であるが、刑事司法制度のうち、刑事実体法・手続法の制定権限については、連邦政府に与えられている一方

⁶⁷ <http://www.justicebc.ca/en/cjis/>

⁶⁸ Law Courts Education Society BC, Guide To The Wall Charts

⁶⁹ Coughlan, Steve (2nd Ed), Criminal Procedure

(Constitution Act of 1867, 91 条 27 項), その運用の権限や, これを支える裁判所制度については, 各州の権限とされている (Constitution Act of 1867, 92 条 14 項)。

そして, 連邦政府は, その刑事法制定権限に基づき, 刑法と刑事訴訟法を一体にした刑事法法典 (Criminal Code) を制定した。したがって, カナダにおいては, 刑事法は, 基本的には, 連邦法という位置づけとなり, また, ケベック州を含めてコモン・ローの原則が適用されることとなる。

(2) 犯罪の分類

カナダにおける犯罪は, その手続に応じて, ①正式起訴犯罪 (Indictable Offence), ②混合犯罪 (Dual Offence), ③略式起訴犯罪 (Summary Conviction Offence) に分けられる。

上記①の正式起訴犯罪は, 殺人, 傷害を伴う性的犯罪, 5000 ドルを超える窃盗など重大な犯罪がこれに該当し, 検察官は, 正式起訴の手続を踏まなければならない。また, 正式起訴犯罪は, ㊦上級裁判所専属管轄犯罪 (第 1 級の殺人罪など最も重大な犯罪類型で, 上級裁判所で, 原則として陪審裁判で審理される。), ㊧州裁判所専属管轄犯罪 (軽微な窃盗罪, 詐欺罪など正式起訴犯罪の中の比較的軽微な犯罪がこれに該当し, 原則として州裁判所において裁判官により審理される。), ㊨選択可能犯罪 (上級裁判所専属管轄犯罪及び州裁判所専属管轄犯罪以外の, 正式起訴犯罪がこれに該当し, 上級裁判所における陪審審理とするか, 上級裁判所における裁判官審理とするか, 州裁判所における裁判官審理とするか, 被告人が選択することができる。) の 3 つに分かれる。

上記③の略式起訴犯罪は, 州法違反や軽微な刑事法法典上の犯罪がこれに該当し, 州裁判所への略式起訴手続により処理され, 裁判官のみによって審理される。法定刑の上限は, 原則として, 拘禁 6 か月及び (又は) 罰金 2,000 ドルである。

上記②の混合犯罪は, 上記①・上記③以外の犯罪類型であり, 検察官の裁量により, 審理手続を, 略式起訴手続又は正式起訴手続にするか決めることができる。

(3) 捜査・起訴の手続

カナダにおいては、捜査は、原則として警察によって行われている。警察は、捜査の端緒を発見後、被害者及び目撃者に対する聞き取り、客観的な証拠の収集を行う。

一定の捜査終了後、犯罪の立証に十分な証拠があると考えられる場合には、起訴が行われることになるが、起訴の主体については、州によって異なる。一部の州においては、起訴は警察官が行うこととされているが、ブリティッシュ・コロンビア州など一部の州においては、警察官の訴追勧告(Report to Crown Counsel)に基づき、検察官が起訴を行うこととされている。

起訴を行う場合は、通常、犯罪の嫌疑につき十分な証拠があるかどうか、起訴を行うことにつき公共の利益があるかどうか吟味される。

また、起訴を行う場合、通常、治安判事(Justice of the Peace)に対して、略式起訴状(Information)を提出する方法によって行われ、治安判事が刑事事件を開始すべきかどうかを判断する。治安判事が、略式起訴状にサインをした段階で、被疑者は、被告人(the Accused)としての地位を獲得する。

前述の略式起訴犯罪については、略式起訴状の提出・受理が、最終判断を求める起訴手続となり、これに基づいて審理が行われる。これに対し、正式起訴犯罪については、後述の予備審問の結果公判に付する旨の州裁判官による決定が必要であり、これに基づいて検察官が正式起訴状(Indictment)を裁判所に提出する。

なお、カナダにおいては、私人による起訴も法律上認められている。私人による起訴は、例外的にはあるが、警察や検察などの公的機関が訴追手続を行わない場合などに行われ、略式起訴状を治安判事に提出する方法によって行われる。この場合、治安判事は、被疑者が被疑事実を犯したと疑うに足る合理的な理由があるかどうかを慎重に判断することとなる。

(4) 裁判所への出頭確保に係る諸制度

カナダには、逮捕をはじめ、裁判所への出頭確保に係る諸制度が存在する。刑事法法典の基本的な考え方としては、できるだけ身柄拘束をしない、

身柄拘束が行われた場合においても、裁判官のもとで司法審査を受ける前にできるだけ釈放する、裁判官のもとで司法審査が行われる場合においても、身柄拘束は必要最小限にするという考え方で制度が構築されている。

以下、裁判所への出頭確保に係る諸制度を、略式起訴状の提出の先後に分けて説明する。

a) 裁判所への出頭確保に係る諸制度が、略式起訴状の提出に先だって行われる場合

警察官は、一定の要件のもとで、被疑者を①令状なしで逮捕をすることができる。警察官は、被疑者を逮捕した後、被疑者の身柄拘束を続けるかどうか判断をし、身柄拘束を続けると判断した場合には、被疑者を Officer in Charge(OIC)と呼ばれる警察官（警察署長的な位置づけと思われる。）のもとに連れて行かなければならず、OIC が被疑者を釈放するかどうか判断をする。OIC は、②被疑者に出頭約束（a promise to appear）という書面を書かせ、特定の日時における裁判所への出頭を約束させる（なお、出頭を怠った場合には、刑事罰が科される。）かわりに、被疑者を釈放することができる。また、OIC は、③500 ドルを超えない誓約保証金(a recognizance)の支払を条件に、被疑者を釈放することもできる。また、警察官及び OIC は、一定の条件（例えば、管轄区域内にとどまること、住所変更の場合には警察に通知すること、薬物やアルコール、銃器などの所持・使用を禁じること）を付して被疑者を釈放することもできる（警察保釈とも呼ばれている。）。

なお、略式起訴犯罪、混合犯罪及び正式起訴犯罪のうち州裁判所専属管轄犯罪については、警察官は、原則として被疑者を逮捕すべきではないとされており（本人確認の必要性、証拠保全の必要性、さらなる犯罪防止の必要性など一定の要件を満たす場合には、逮捕することができる。）、その場合、④出頭通知（an appearance notice）を交付するものとされている。出頭通知には、特定の日時に、裁判所に出頭しなければならない旨が記載されており、出頭を怠った場合にはそれ自体で別の犯罪（failing to appear）を構成する。

また、裁判所の出頭日時の前には、略式起訴状が治安判事に対して提出されていなければならない。治安判事が、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる合理的理由がないと考えた場合には、治安判事は、警察官及びOICがとった上記手続をすべて無効にすることができる。また、治安判事は、必要があると考える場合には、後述の召喚状（summons）又は逮捕状（warrant）を発付することもできる。

b) 略式起訴状の提出が先行する場合

治安判事に対して略式起訴状が提出された場合、治安判事は、被告人に対して、召喚状又は逮捕状を発付することができる。召喚状は、一定の日時に裁判所への出頭を求める文書であり、起訴に係る犯罪事実も記載されており、通常、被告人に対して直接交付されるか、最後の住所地における大人に対して交付される。また、治安判事が、公共の利益のために逮捕が必要であると信じるにつき合理的理由がある場合には、逮捕状を発付することができる。

被告人が逮捕された場合に、OICが一定の条件を付与し又は無条件で被告人を釈放することができるのは、前記 a) のとおりである。なお、被告人又は検察官は、OICによって付与された保釈条件の変更を、裁判所に対して求めることができる。

被告人が逮捕され、OICによって釈放されない場合、被告人は、速やかに（遅くとも 24 時間以内に）、裁判所に引致され、保釈審理を受けるものとされている。検察官は、身柄拘束の必要性について立証をする必要がある。保釈が行われる場合は、前記同様、一定の条件が付与されるのが通常である。

(5) 予備審問（Preliminary Inquiry）

上級裁判所で公判を開く前には、被告人が放棄をしない限り、州裁判所において、予備審問を開かなければならない。予備審問においては、検察官の立証において、有罪の評決に達することが可能な何らかの証拠があるか否かを、審理・判断することとなる。

審理の結果、裁判官が、上記基準を満たさないと判断した場合には、棄

却の決定（discharge）が行われ、また、上記基準を満たすと判断した場合には、公判に付する決定（order to stand trial）が行われる。その場合、検察官は、改めて正式起訴状（indictment）を作成して裁判所に提出する。

(6) 答弁交渉

カナダにおいては、被告人と検察官との間の、答弁交渉は一般的に行われている。当事者間において、犯罪の重大性、予想される刑、立証のための証人喚問の手間、公共の利益、より重大な犯罪についての立証の見込みなどを考慮し、通常は、より軽い犯罪事実につき有罪の答弁を行うことが当事者間で合意される。有罪答弁は、公判手続に至るまで、また、公判手続の最中にも行うことができ、最終的には、裁判官が、有罪答弁を受理するかどうか判断する。

有罪答弁が行われた場合、検察官の有罪の立証は不要となり、量刑審理手続に進む。

(7) 公判手続

公判手続については、基本的に、以下の流れで進行する。なお、以下の流れは、一般的な上級裁判所における陪審裁判の手続である。

a) 起訴状朗読

公判の開始に先立ち、陪審員選任手続が行われる。そして、すべての陪審員が選任され、宣誓したことが確認された後、公判の冒頭で、書記官により起訴状が朗読される。

b) 罪状認否

前記(4)のとおり、被告人は、出頭通知、召喚状、逮捕状などの各種制度により裁判所に出頭することになるが、この際に、起訴事実に対して答弁をする機会が与えられる。したがって、公判手続に至るまでの間に、被告人の答弁が出されていることが通常であるので、公判手続においては、従前の答弁を陪審員に説明するという実務もある（改めて答弁をさせるという実務もあるとのことである。）。

c) 冒頭陳述

検察官は、公判手続の冒頭で、冒頭陳述を行い、陪審員に対し、検察官の立証する予定の事実関係を説明し、取り調べる予定の証拠を概観する。弁護人が、検察官の冒頭陳述に続いて冒頭陳述できるかについては議論があったが、判例法により許されるとされている。

d) 証拠調べ

まず、検察官立証が行われ、検察官が用意した証人の尋問が、主尋問、反対尋問、再主尋問の順序で行われる。検察官立証が終了した後、弁護側立証が行われる。裁判官の補充尋問は、陪審審理においては、聞き取れなかった点を確認する程度であるといわれている。

e) 最終弁論

証拠調べが終わった後、検察官及び弁護人から最終弁論が行われる。

最終弁論の順番については、刑事法法典に規定があり、被告人自身の証人尋問を含め、弁護側が立証をしなかった場合には、弁護人において、最後に弁論をする権利があり、その余の場合は、検察官において、最後に弁論をする権利があるとされている。

f) 陪審説示

最終弁論の後、裁判官が、陪審員に対して、一定の説示をする。その際、通常、①適用されるべき法律の内容、②取り調べ済みの証拠の内容の要約、③当事者双方の主張、④立証責任の原則や合理的疑いを越える立証が必要であること、⑤評決が全員一致である必要があることなどを説明する必要があるとされている。また、裁判官は、証拠についての自己の意見を表明することができるとされており、その場合は、最終的には陪審の決定に任せられていることについて説明しなければならないとされている。

陪審説示の内容は、陪審員の評議に重要な影響を及ぼすことから、説示の前に、裁判官が、検察官及び弁護人双方から、説示に盛り込む内容について意見を聴取するのが望ましいとされ、実務として定着している。検察官及び弁護人は、説示の後、説示の内容に対して異議を申し立てる権利を有している。また、説示の内容が不適切であるという理由の

控訴も多いとのことである。

g) 評議・評決

陪審員は、説示の後、評議室に退出し、事件の評議を行い、評決に達した場合は、法廷に戻って答申をする。評議の内容は秘密であり、裁判終結後も、一切内容を漏示してはならない。

h) 量刑審理手続

陪審の有罪評決があった場合には、可能な限り速やかに量刑審理手続に進む。ただし、裁判所が必要と認める場合は、判決前調査を州のプロベーションオフィサーに命じて、報告書を提出させることができる。量刑審理のための法廷は、公判審理に引き続き直ちに行われることもあるが、別期日が指定され、当事者双方の主張を聞く機会が与えられることが多い。

量刑審理手続においては、当事者双方は、それぞれ情状に関連する事項について意見を述べ、証拠を提出する機会が与えられる。量刑審理に際しては、伝聞証拠も許容される。

なお、争いのある事実を認定するには、一般的に証拠の優越で足りるとされているが、検察官が重い情状事実を立証する場合は、合理的な疑いを越える立証が必要となる。

(8) 陪審制度

カナダにおいては、前述のとおり、上級裁判所における一部の刑事事件において、陪審裁判が行われている。陪審員の数は 12 人であり、陪審員の評決は、全員一致が必要とされている。なお、陪審員が、公判の途中で、死亡、病気などで職務を遂行できなくなった場合、陪審員の人数が 10 人以上いる限り、そのまま欠員として審理を続行することができるとされている。

3 家事事件

(1) 離婚事件

カナダにおける離婚事件は、1986 年に施行された連邦法である離婚法 (Divorce Act) によって、離婚事由などが大幅に簡略化された（離婚に

関する立法は 1867 年憲法法律により連邦議会の権限とされている。)。訴答手続などの手続の流れについては民事事件と大きく異なることはないが、⁷⁰離婚法が定める離婚事件特有の規定は以下のとおりである。

ア 管轄等⁷¹

いずれかの配偶者が手続開始前に少なくとも一年間常時居住している州の裁判所は、離婚手続を審理し、決定する管轄権を有する (Divorce Act, 3 条 1 項)。なお、同法にいう「裁判所」(Court) とは、各州における上級裁判所であると定義されている (Divorce Act, 2 条 1 項) ため、州裁判所には離婚事件の管轄権はない。

別居後、夫がオンタリオ州に居住し、妻がサスカチュワン州に居住して一年間が経過した後、双方が離婚を申し立て、二つの州に管轄権が発生してしまったような場合には、最初に開始された離婚手続が 30 日以内に終了しなければ、後に開始された州における離婚手続は終了したとみなされ、最初に開始された州の裁判所が専属的な管轄権を有することになる (Divorce Act, 3 条 2 項)。両方の手続が同じ日に開始された場合には、連邦裁判所が専属的な管轄権を有し、事件は連邦裁判所に移送される (Divorce Act, 3 条 3 項)。

また、離婚事件については陪審裁判によることはできない (Divorce Act, 7 条)。

イ 離婚事由 (Grounds for Divorce)

離婚法が定める離婚事由は「婚姻関係の破たん」のみである (Divorce Act, 8 条 1 項)。そして、婚姻関係の破たんは、①離婚判決前に少なくとも一年間の別居期間があり、かつ、手続開始時にも別居状態にあったとき、又は、②離婚事件の相手方が、婚姻継続中に、㊦不貞行為、又は、③婚姻を継続しがたい物理的あるいは精神的な虐待行為を犯したとき

⁷⁰ Malcolm C. Kronby, "Canadian Family Law, 10th edition" (John Wiley & Sons Canada, Ltd., 2010) 146 ないし 149 頁

⁷¹ Julien D. Payne & Marilyn A. Payne, "Canadian Family Law, fourth edition" (Irwin Law Inc., 2011) 176, 177 頁

に認められる (Divorce Act, 8 条 2 項)。

上記①の別居期間について、いずれかの配偶者が、何らかの理由により別居継続の意思を形成・保持することができなくなったり、自らの意思によって別居を継続することができなくなったりしたような場合で、裁判所がその理由がなければ別居を継続していたであろうと認定した場合には、それによって別居期間が中断もしくは終了したということとはできない (Divorce Act, 8 条 3 項 (b) (i))。これによって、精神的・身体的な疾病によってやむを得ず別居を解消したような場合に離婚が困難となることを防止している。⁷²

ウ 和解促進についての代理人及び裁判所の義務

離婚事件における代理人弁護士らは、和解をすることが明らかに不相当でない限り、当事者に対し和解を勧め、カウンセリングや仲裁機関の情報を提供しなければならない (Divorce Act, 9 条 1, 2 項)。

また、裁判所は、証拠調べを行う前に和解の可能性がないか確認しなければならず、手続のいかなる段階においても、和解の可能性があれば、手続を中断し、カウンセラーなどを入れて和解を試みなければならない (Divorce Act, 10 条 1, 2 項)。

離婚法は、このような規定により、離婚事件における和解の促進をはかっている。

エ 離婚阻却自由 (Bars to Divorce) 等⁷³

市民権獲得等のための偽装結婚に続く偽装離婚を防止するため、裁判所は、離婚の申立てが偽装による馴合い (collusion) により行われていないかどうかを確認しなければならず、馴合いであることが認められた場合には、離婚の申立てを却下しなければならない (Divorce Act, 11 条 1 項 (a))。

また、離婚の申立理由が相手方による不貞行為又は虐待行為であった場合には、裁判所は、申立人による容認 (condonation) 又は黙認

⁷² 前掲 “Canadian Family Law, fourth edition” 193 頁

⁷³ 前掲 “Canadian Family Law, fourth edition” 204 頁

(connivance) がなかったかどうかを確認しなければならず、もし容認又は黙認が認められた場合には、公共の利益に反しない限り、離婚の申立てを却下しなければならない (Divorce Act, 11 条 1 項 (c))。

さらに、もし夫婦に子どもがいた場合、裁判所は、離婚をするに当たって、子どもに対し、ガイドラインに沿った合理的なサポートがされているかどうかを確認しなければならず、そのようなサポートが確立されることが確認されるまでは離婚の申立てを認容することはできない (Divorce Act, 11 条 1 項 (b))。

オ 離婚判決の効力

離婚判決は、原則として言渡しの日から 31 日の期間経過後にその効力を生じる (Divorce Act, 12 条 1 項)。この期間は、控訴期間及び離婚判決後に最終的な和解の機会を持つことを考慮して定められたものであり⁷⁴、当事者が控訴権を放棄すれば、裁判所は、31 日の期間が経過する前に効力を生じさせることもできる (Divorce Act, 12 条 2 項)。

また、離婚判決の効力は、カナダ全土に及ぶことが明文で定められている (Divorce Act, 13 条)。

カ 外国の離婚判決の効力

いずれかの配偶者が、カナダ以外の国家に、カナダにおける離婚訴訟提起前の少なくとも一年間以上常時居住していた場合で、その国家における裁判所等によって付与された離婚判決等の効力は、カナダにおける離婚判決等においても十分に考慮されなければならない (Divorce Act, 22 条 1 項)。

キ 付随的処分 (Corollary Relief)

離婚法は、各州の上級裁判所が、付随的処分として、①子への養育費 (Child Support, 15.1 条)、②離婚 (別居) 後の配偶者扶養 (Spousal Support, 15.2 条)、③子の監護権 (Custody, 15.3 条) について決定 (一度した決定を変更する決定を含む。) することができる旨規定している。

⁷⁴ 前掲 “Canadian Family Law, 10th edition” 158 頁

ただし、養育費や監護権は、夫婦間の子(Child of the Marriage, 2条1項)に関するものに限られ、事実婚やコモン・ロー・カップル等の事案は各州法によって規律される。また、婚姻財産の分割については、離婚法に規定はなく、各州法によって規律される。

これらの事項は、本来的には、「州内における財産及び民事的権利」(1867年憲法法律92条13項)として各州議会の立法権限に属するものであるが、離婚と合理的で基本的な関連性を有する事項として連邦議会の権限が及ぶと解されている。

(2) 後見事件

ア オンタリオ州の例⁷⁵

日本における成年後見制度に該当する制度としては、大きく分けて、委任状(Power of Attorney)を作成する方法と、裁判所により後見人の指定を受ける方法があり、いずれの方法も Substitute Decisions Act に規定されている。

委任状には、財産権一般に関するもの(POA for Property)と身体的権利に関するもの(POA for Personal Care)があり、委任状作成者の意思能力が正常なうちに作成する必要がある。希望する第三者を意思能力が不能になった場合の代理人(Attorney)として指定し、財産管理及び身体に関する全般の判断を任せることができる。

委任状を持たずに意思能力を喪失した場合には、裁判所により後見人(Guardian)の指定を受けなければならないが、これは最後の手段であると考えられており、厳しい要件が課されている。

イ ブリティッシュ・コロンビア州の例⁷⁶

⁷⁵ The Ministry of Attorney General of Ontario 作成のパンフレット「A GUIDE TO THE SUBSTITUTE DECISIONS ACT」4ないし6頁
(<http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/family/pgt/pgtsda.pdf>)

⁷⁶ Public Guardian and Trustee of British Columbia 作成のパンフレット「IT'S YOUR CHOICE Personal Planning Tools」4, 5, 10, 22 頁
(http://www.trustee.bc.ca/pdfs/STA/It's_Your_Choice-Personal_Planning_Tools.pdf)

ブリティッシュ・コロンビア州においては、成年後見に該当する委任状は一般の委任状と区別され、Enduring Power of Attorney (EPOA) と呼ばれる。EPOA は、Power of Attorney Act に規定されており、これによる代理人は財産権一般についての代理権のみを有する。

EPOA とは別に、Representation Agreement Act に規定されている Representation Agreement (RA) という方法もある。RA には、財産権一般に関するもの (Representation Agreement for Routine Management of Financial Affairs) と身体的権利 (Representation Agreement for Personal and Health Care Decisions) に関するものがある。

裁判所により後見人が指定される場合もあり、ブリティッシュ・コロンビア州においては、後見人は Committee と呼ばれる。

4 少年事件⁷⁷⁷⁸⁷⁹

(1) 法源

カナダの少年司法は、連邦法である少年刑事裁判法 (Youth Criminal Justice Act (YCJA)) によって規律されており、全国共通の制度が定められている。もっとも、少年犯罪を扱う裁判手続や少年矯正の運用は州が所管しており、運用の詳細は州によって異なっている。

(2) 少年の定義及び少年刑事裁判所

少年刑事裁判法においては、少年 (young person) とは、12 歳以上 18 歳未満の者、及び、外見上この年齢層と思われそれに反する証拠が存在しない者と定義されている。また、同法は、行為時に少年である者が犯した犯罪について、少年裁判所 (Youth Justice Court) が排他的な管轄を有する旨規定している。

少年犯罪を扱う第一審裁判所は、州によって異なるが、ブリティッシュ・コロンビア州及びオンタリオ州の場合は州裁判所がこれを扱い、第二

⁷⁷ 丸山雅夫「カナダの少年司法」成文堂 (2006 年)

⁷⁸ 平成 23 年 1 月 28 日付け「カナダの少年司法事情」と題する最高裁家庭局付佐藤康憲ほか 1 名作成の報告書

⁷⁹ <http://www.justicebc.ca/en/cjis/youth/bc/index.html>

審は、いずれも各州の控訴裁判所が管轄を有する。

(3) 少年刑事裁判の手続概要

少年刑事裁判の手続の流れとしては、①警察による捜査・手続選別、②検察による審査、③少年裁判所における事実認定、④判決（処遇決定）となる。

警察は、捜査の結果、少年が犯罪を犯した合理的な理由があると考えられる場合には、事件につき、後記のダイバージョンである裁判外の対応（extrajudicial measures）により処理するか、少年裁判所に起訴するのが相当かを決定する。警察が少年裁判所に起訴するのが相当と判断した場合には、検察による審査が行われる。検察は、手続を打ち切って裁判外措置の一種である検察官による警告又は裁判外制裁（extrajudicial sanctions）により処理するか、少年裁判所における手続を続行するかを決定する。

少年裁判所に起訴された事件については、罪状認否において無罪の答弁がされた場合には、事実認定審理（trial）が行われる。少年が有罪の答弁をした場合及び事実認定審理により有罪と認定された場合には、処分決定審理（sentencing hearing）によって、少年の処分が決定される。処分の決定に際しては、判決前調査報告書（pre-sentence report）の作成が命じられることがある。少年に対しては、少年の更生・教育のための処分である少年判決（youth sentence）又は成人と同様の刑事罰を科す成人判決（adult sentence）が言い渡される。少年を刑事裁判所へ移送する制度は存在せず、少年裁判所が少年判決又は成人判決の双方を言い渡すことができる制度となっている。

(4) ダイバージョンについて

少年刑事裁判法は、①裁判外の対応（狭義）と、②裁判外の制裁の2種類のダイバージョンを規定している（この2つを併せて、広い意味で「裁判外の対応」と呼ぶこともある。）。

①裁判外の対応（狭義）は、非暴力的な犯罪少年と原則として前歴のない犯罪少年を対象とし、訴追を見合わせた上で、警察官による注意、州が

創設する警告プログラムが予定する警察官による警告、犯罪予防のための社会内プログラムなどへの委託などが行われる。

また、②裁判外の制裁は、犯罪の程度や性質、少年の前科などを考慮し、少年刑事裁判の必要性までではないが、上記①の対応では不十分だと判断される少年に用いられる。具体的な内容は、各州に委ねられているが、例えば、被害の回復に繋がる活動や社会奉仕活動、さらには家族・グループ間協議（コーディネータを中心として、少年とその支援者が一堂に会して、少年が責任を認めた犯罪について語り合うことを通じて、解決策を考える等）などが行われている。

(5) 少年判決と成人判決について

少年裁判所は、事実認定審理で有罪とされた少年に対し、以下の少年判決を下すことができる。①譴責、②少年の利益に合致するとともに社会の利益に反しないことを要件とする絶対的釈放（absolute discharge）、③適切な条件を賦課する条件付釈放（conditional discharge）、④1,000ドル以下の罰金、⑤財産的損害等に対する弁償、⑥社会奉仕活動への従事・レポート作成、⑦2年以内の保護観察、⑧処遇管理官が実施する非収容プログラム、⑨拘禁・監護処分などがその内容である。なお、少年刑事裁判法は、拘禁処分の最終手段性を規定しており、拘禁処分をするためには、拘禁以外の処分を選択しえないことが要件とされ、第1級殺人を犯した場合であっても、最長刑は10年であり、拘禁の最大期間は6年である（残り4年は保護観察となる。）。

また、少年裁判所は、少年が14歳以上であり、成人に2年以上の自由刑が法定されている正式起訴犯罪について、検察官から成人判決の申立があり、少年の規範意識の低下が推定される又は少年がそれに反対しない場合など一定の要件を満たす場合、成人判決を宣告すべきであるとされている。成人判決は、少年刑事裁判法の適用が除外され、成人と同じ内容の刑罰を適用するものであり、原則として、刑事法法典の規定が適用される。

第7 裁判外紛争処理（ADR）⁸⁰

1 ブリティッシュ・コロンビア州の例⁸¹⁸²⁸³

1990年代以降、民事紛争を訴訟外で解決する必要性について研究が進み、1996年、司法省によって Dispute Resolution Office (DRO) が設立され、DROにより司法及び行政内におけるADR制度の導入の検討が進められた。

その結果、1998年、Court Mediation Program (CMP) と呼ばれる州裁判所の手続と関連した調停手続が導入された。⁸⁴州裁判所においては、訴額2万5000ドル未満（当時1万ドル）の少額民事訴訟を管轄しているところ、訴額1万ドル未満であることや建築事件であることなど一定の基準を満たした事件については、事件継続後、CMP（なお、CMPは、州司法省の基金により運営される非営利組織である。）に送付され、トライアルの手続の前に、調停を経る必要がある。この場合の調停員の選任はCMPによって行われ、また、その報酬はCMPから支出される。なお、調停手続は、裁判所内の専用の部屋において、非公開で実施され、通常2時間以内で行われる。調停員は、通常、よい解決策が得られるようメリットやデメリットの指摘などの助言はするが、一定の解決策で妥協するよう提案をしたり、一方当事者のいうことが不合理であると述べるなど日本で行われているような積極的な調停は行われていない（Interest-based mediation と呼ばれている。）。なお、調停員には、日本と異なり裁判官になることはなく、裁判官には、調停でどのような問題が解決されたかということのみ伝えられ、調停の経緯や調停における資料などは提示されない。

また、訴額が1万ドル以上の州裁判所管轄の民事事件及び訴額が2万5000ドル以上の上級裁判所管轄の民事事件（一定の事件を除く。）については、調停通知（Notice to Mediate）という制度を利用することができ、一方当

⁸⁰ 大森直哉「カナダにおける裁判外紛争処理手続」海外司法ジャーナル

⁸¹ <http://www.mediatebc.com/>

⁸² <http://www.ag.gov.bc.ca/dro/mediation-in-bc/index.htm>

⁸³ <http://www.ag.gov.bc.ca/dro/index.htm>

⁸⁴ <http://www.mediatebc.com/Mediation-Services/Court-Mediation-Program---Small-Claims.aspx>

事者が他方の当事者に対し、調停通知を行うことにより、他方の当事者に調停手続の参加を強制することができる（なお、この場合の調停員の選任及びその報酬は、当事者に委ねられている。）。⁸⁵

以上の各制度は、裁判所の手続に関連した制度であるが、ブリティッシュ・コロンビア州では、訴訟外における調停も積極的に行われている。これは、各種審判所（Tribunal）が行う公的なものもあれば、当事者が公的な手続とは関係なく、民間の調停員を選任し、紛争解決の仲介を依頼するというものもある。

なお、同州においては、2012年、Civil Resolution Tribunal Act という法律が制定され、司法省の下で民事関係の紛争につき新たな ADR 機関（一種の行政審判所）が立ち上げられようとしている（業務開始は 2015 年中が予定されている。）。⁸⁶これは、区分所有建物(strata property)に関する一定の紛争について裁決をする権限を有するほか、訴額 2 万 5000 ドル以下の紛争で、当事者双方が同手続の利用に合意した場合にも採決をすることができる。当事者の合意による紛争解決を促進するとともに、簡易で経済的な紛争解決手続の提供がその理念とされている。紛争解決手続は、第一次的にインターネット上のオンラインによることが想定されており、新しい試みとして注目される。⁸⁷

2 オンタリオ州の例⁸⁸

オンタリオ州では、国内で最初の ADR センターが 1994 年にトロントに設置され、無作為で抽出された一定の民事事件について、紛争解決員と呼ばれる専門家が当事者間の調停を促進する役割を担うという実験的取組みが始められた。

その後、上記取組みの結果やアメリカにおける調停制度を参考にするなど

⁸⁵ <http://www.mediatebc.com/Mediation-Services/Notice-to-Mediate.aspx>

⁸⁶ <http://www.ag.gov.bc.ca/legislation/civil-resolution-tribunal-act/>

⁸⁷

<http://www.ag.gov.bc.ca/legislation/civil-resolution-tribunal-act/index.htm>

⁸⁸ <http://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/courts/manmed/>

し、現在では、オンタリオ強制調停プログラム(Ontario Mandatory Mediation Program) と呼ばれる調停手続が、トロント、オタワ及びエセックス地域で行われている⁸⁹。これらの地域で提起された民事事件は、クラス・アクション事件等の法定の除外事由⁹⁰又は裁判所の命令⁹¹がない限り、全件が調停に強制的に付され、答弁書が出されてから 180 日以内に調停期日を開かなければならない（この期限は当事者の合意により延長可能。）。調停員（Mediator）は、調停員リスト（List of Mediators）から当事者が自由に選ぶことができるが、当事者が合意できず、そのため上記期間制限を徒過したような場合は、調停調整人（Mediation Co-ordinator）が調停員を選任することがある⁹²。

調停期日が決まると、当事者は、当該期日の 7 日前までに、事実面及び法律面の争点を記載した書面を調停員に提出し相手方当事者にも提供しなければならない⁹³。調停期日には当事者のほか、代理人がいる場合には代理人も出席することが求められる⁹⁴。調停期日は原則として 3 時間だが、当事者及び調停員が合意すれば 3 時間を超えて調停を継続することもできる（ただし、調停員に対する追加の報酬が必要となる。）⁹⁵。調停が終結すると、調停員が 10 日以内に報告書（Mediator's Report）を作成し当事者及び調停調整人に提出する⁹⁶。当事者が調停条項に従わない場合、相手方当事者は裁判所に申し立て、調停条項どおりの内容の判決を得ることができる⁹⁷。

なお、調停員に対する報酬は、原則として当事者が公平に分担するものとされている⁹⁸が、法的扶助を得ているなど一定の要件を満たした場合には、

⁸⁹ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure の 24.1。

⁹⁰ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure の 24.1.04(2)。

⁹¹ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure の 24.1.05

⁹² オンタリオ州 Rules of Civil Procedure 24.1.09(6)

⁹³ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure 25.1.10(1)

⁹⁴ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure 24.1.11(1)

⁹⁵ 司法運営法(Administration of Justice Act)の下に制定された規則 Mediator's Fees(rule 24.1, Rules of Civil Procedure) 4.(3)。

⁹⁶ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure 24.1.15(1)

⁹⁷ オンタリオ州 Rules of Civil Procedure 24.1.15(5)(a)

⁹⁸ Mediator's Fees(rule 24.1, Rules of Civil Procedure) 4.(2)。

免除される⁹⁹。

ブリティッシュ・コロンビア州のCMPでは、対象事件を絞り込む代わりに、その費用は公費でまかなわれているのに対し、オンタリオ州の強制調停プログラムでは、対象事件は広くし、また調停にかかる費用も当事者に負担（支払が困難な者に対してのみ公費負担）させており、制度設計に大きな差異がある。

第8 ブリティッシュ・コロンビア州における債務名義実現制度（債権の保全・執行及び債務者の財産調査について）¹⁰⁰¹⁰¹

1 概説

- (1) ブリティッシュ・コロンビア州において、金銭の債務名義実現の方法として最もよく利用されるのは、日本法における債権の（仮）差押えに該当する Garnishment である。Garnishment を含む債務名義実現の方法については、1996年に Court Order Enforcement Act（以下 COEA という）が制定されている。同法は日本法における民事保全法と民事執行法を併せた法律となっている。同法では、Garnishment は、大別して、Pre-Judgment と Post-Judgment に分かれる。前者は債権者（Creditor）が判決（Judgment）を得る前に行われるもので日本法にいう債権の仮差押え（民事保全）に該当し、後者は債務名義（Judgment order 等）を有する債権者（Judgment creditor）が行うもので、債権の差押え（民事執行）に該当する。
- (2) また、債務者が任意の履行を行わない場合、債務者の財産を調査するための制度として、執行のための尋問（Examinations in Aid of Execution）と召喚状（Subpoena）が民事訴訟規則（Supreme Court Civil Rules 以下「SCCR」という。）に定められている。

⁹⁹ Mediator's Fees (rule 24.1, Rules of Civil Procedure) 7. (1), (2)。

¹⁰⁰ Guidebook for Representing yourself in Supreme Court (Enforcing Court Orders)

(<http://www.justiceeducation.ca/resources/Representing-Yourself-In-Supreme-Court>)

¹⁰¹ E. Edinger, "Course Materials Creditors' Remedies" 53 頁以下

(3) 以下、前記制度について簡単に述べる。

2 債権の仮差押え (Pre-Judgement Garnishment)

(1) コモンローにおいては、債権者が、判決前に債務者の財産に対して干渉することを禁止していた。その影響もあってか、判決前における仮差押えは、債権の仮差押えである Garnishment に限られ、不動産や債権に対する仮差押えは許されていない。また、債権の仮差押えが許されているのは、ブリティッシュ・コロンビア州以外には、アルバータ州、マニトバ州、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンス・エドワード・アイランド州、サスカチュワン州、ユーコン準州、ノースウエスト準州、ヌナブト準州のみである。¹⁰²

(2) 仮差押えをするには、申立書とともに、宣誓供述書に、①本案を提起した旨とその時期、②本案の性質、③債務の総額、④未払い債務の総額を記載して、裁判所に提出する必要がある (COED3 条 (2))。もっとも、請求債権は、信託や契約関係外で発生したものは含まれないこととされており (同条 (1))、例えば、不法行為に基づく損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押えは認められていない。なお、審理は日本と同様に債務者に対して通知なく行われる。

また、第三債務者 (garnishee) について、第三債務者が債務者に対して債務を負っており、管轄内に所在していること (同条 (2) (e)) 及び第三債務者の住所 (同条 (2) (f)) を明らかにしなければならない。なお、1つの命令で複数の第三債務者に対する命令を得ることも可能である (COEA26 条)。

(3) 仮差押債権については、信託や契約で発生した債務以外にも、支払可能な債務であればよいとされている。銀行口座についても当然に仮差押えが可能であるが、第三者との共同口座 (Joint Bank account) である場合には差し押さえをすることができない。また、当然ではあるが、債務額及び合理的な訴訟費用の合計額を超える差し押さえは禁止されている

¹⁰² Litigation and enforcement in Canada : overview 6 頁

(COEA10 条)。

仮差押債権について特筆すべきは、COEA は、給与の差し押さえを全面的に禁止しており (COEA3 条 (4))、債務名義取得前の仮差押えにおいて、給料を差し押さえることはできないという点である。

- (4) 審理の結果、命令が発せられると、まずは、日本と同様に、第三債務者に送達され、第三債務者への送達された時点において効力が発生する (COEA9 条 (1))。なお、日本のように債権者に対して担保を求めることは無い。また、債務者に対しても命令を送達しなければならない (同条 (2))。

命令が送達された場合、第三債務者は、差押債権に係る金銭を裁判所に対して払い込まなければならない。第三債務者が支払をしなかったり、命令に対する対応をしなかった場合には、裁判所に対し、債務額の合計額に加え手続費用の支払を命じることができる (COEA11 条)。裁判所に対して払い込まれた金銭は債権者が債務名義を取得するまで裁判所が保管することとなる。

- (5) 裁判所から命令がなされた場合、債務者は、仮差押えの解放 (release) を申し立てることができる。裁判所は、事案を総合考慮して仮差押えの解放をすることができる。仮差押えの解放について、①請求債権の確実性、②債務者の直面する困難の程度、③債権者の仮差押えの必要性を中心に判断すべきであるとする裁判例がある。¹⁰³

- (6) 前記(1)で述べたコモンローの原則により、債権の仮差押えは例外的な救済手段であると考えられているため、法が定める要件に厳格に従う必要がある。例えば、宣誓供述書において債務者が利息を支払う合意をしていたことを主張せずに合計額を計算したというような場合であっても、命令が取り消されることがある。¹⁰⁴

¹⁰³ Redekopp Mills LTD. v. Canadian Timber Management & Reforestations Inc. (1998 B.C.S.C.)

¹⁰⁴ Nevin Sadler-Brown Goodbrand Ltd. V. Adola Mining Corp and Prophecy Development Ltd. (1988 B.C.L.R.)

3 債権の差押え (Post-Judgment Garnishment)

(1) 差押えについても、仮差押えと同様に、申立書とともに宣誓供述書を提出する必要がある。差押えの場合には、債務名義と債務額だけを宣誓供述書に記載すればよいとされている (COEA3 条 (2))。第三債務者について、第三債務者が債務者に対して債務を負っており、管轄内に所在していること及び第三債務者の住所を明らかにしなければならないことは仮差押えと同様である。

(2) 差押えにおいては、給料を差し押さえることも可能であるが、差押えすることができる給与は、宣誓供述書における宣誓をした日から7日以内に支払われるものに限る旨規定されており (COEA3 条 (1))、別の給与債権を差し押さえるためには、再度申立てをする必要がある。前記 2 (2) で述べたとおり、仮差押えにおいて給与を差し押さえることは全面的に禁止されているばかりではなく、差押えにおいても給与への差押えは相当限定されている。

さらに、給与の差押えをされた債務者を保護する規定も存在する。すなわち、債務者の雇用主は、給与の差押えを理由として、債務者を解雇すること、降格処分すること、雇用契約の終了をすることが禁止されている (COEA27 条 (1))。そして、雇用主が上記規定に違反した場合には、500ドル以下の罰金又は3か月以下の懲役、若しくは併科を課すと規定し (同条 (2))、さらに、雇用主は同じ条件及び期限で債務者を復職させなければならない。債務者は、雇用主が違反した日から告訴された日までの間、給料を受け取る権利があり、その期間は命令によって復職するまでの日までの間に延長することができるとしている (同条 (3))。

(3) 差押えの対象となる給与については、日本法と同様に控除の規定があり、給与のうち70%は差押えから控除される (ただし、控除額は月100ドル (扶養家族のいない場合) 又は200ドル (扶養家族が1人以上いる場合) を下回れない。) (COEA3 条 (5))。もっとも、請求債権が乗船料や宿泊費の場合には控除規定の適用はないと規定されている (同条 (6))。また、裁判官の判断により、扶養家族の扶養のために必要でない

と認められた場合には、控除額の下限を定める同条(5)の規定の適用がなくなる。

請求債権が、婚姻費用、養育費、離婚時の合意に基づくもの、Family Maintenance Enforcement Act 18条(2)に基づく請求の場合には、控除は、給与が月600ドルを超えない場合には50%に、超える場合には33.3%に減少する(ただし月100ドルを下回れない)(同条(7))

(4) 上記控除額については、控除の増額又は増額の申立てをすることができる(COEA4条)。控除額の増減の申立てを受けた裁判官は増減事由について当事者から事情を聴かなければならない。もっとも、90%以上の控除額を定めることや前記(3)で述べた控除額の下限を下回る変更はできないとされている(COEA4条(4))。控除額の変更についての決定に対しては14日以内に上訴することができる。

(5) 命令の送達や、第三債務者が差押債権に係る金銭を裁判所に対して払い込まなければならない点は仮差押えと同様である。

(6) 差押えの命令についても、仮差押えの命令と同様に解放の申立てをすることができるほか、債務者は、分割払い(payment by installment)の申立てをすることができる(COEA5条)。裁判所がした分割払いの判断はいつでも変更可能であるが(同条(3))、債務者が命令に沿った支払をしている間は、追加の差押えをすることはできない(同条(4))。

解放(Release)又は分割払い(payment by installment)の決定に対しては上訴が可能である。上訴において、債務者が分割払いを5日以上遅延している場合には分割払いの決定を破棄することが可能である。

(7) 仮差押え又は差押えの手続で裁判所に支払われた金銭は、債権者が債務名義を持っている場合、①債務者に支払い通告(10日の猶予)がなされ、債務者が10日の期限前になんらの対応もしなかった場合、②欠席判決がされ、第三債務者から裁判所に支払がなされてから3か月が経過した場合には、裁判所の命令なしに債権者に支払われると規定している(COEA13条)。

また、同条(4)によれば、債務者の書面による同意がある場合には債務

名義がない債権者であっても、第三債務者が裁判所に支払った金銭が債権者に支払われる。もっとも、裁判所に支払われた金銭が、第三者に属するものである場合、第三者の係争の対象となっている場合、第三者が担保権(lien)や請求権を持っている場合には支払いをしてはならない。

4 判決の執行と債務者の財産調査

(1) 判決の執行の命令の種類

判決の執行については、SCCR13 条-2 以下に規定がされており、金銭の支払にかかる執行（動産執行等）については、当事者に対する支払は Writ of Seizure で（SCCR13 条-2 (1)）、裁判所に対する支払は、Writ of Sequestration で行う（同条 (2)）。また土地所有権の回復（Recover）、解放（Delivery）については、Writ of Possession で（同条 (3)）、土地以外の所有権の回復、解放については、Writ of Delivery で行う（同条 (4)）。

いずれの執行の命令についても、判決書の写しをレジストリー（Registry）に提出しなければ、これを発付することはできず、レジストリーはこれに押印する（同条 (11)、(16)）。上記執行命令の期限は、更新されない限り 1 年間である（同条 (18)）。

また、執行を行う当事者は、COEA 及び民事訴訟規則 13 条-3、及び 4 で規定する執行費用を請求する権利を有する（同条 (22)）。債務者は、弁済の条件として、申立てにより、債権者に対し弁済の事実について裁判所に報告するよう求めることができ、完済した場合には完済した旨の証明を裁判所に求めることができる（同条 (29)、(30)）。

(2) 債務者の財産調査

債務者が任意の支払に応じない場合、債務名義を有する債権者としては、債務者の財産の調査を行った上で財産に対して執行を行うことになる。財産調査の方法としてまず挙げられるのが、執行のための尋問（Examinations in aid of Execution）である。

執行のための尋問は SCCR 13 条-4 に規定されている。同条によると、債権者は、債務者に対して執行のため、①執行に関連する事実、②不履

行の理由、③債務者の収入及び財産、④債務額、⑤判決前後における財産の処分の状況、⑥弁済に当てることができる財産や資産、⑦判決に従うつもりがあるのか、ないとしてその理由について尋問することができる（同条（2））。執行のための尋問は金銭的な請求以外の場合であっても適用される。執行のための尋問の通知は、期日の7日より前に尋問を受ける者に送達されなければならない（同条（10））。

執行のための尋問には、証拠開示のための尋問の規定が準用されており（同条（7））、宣誓の上尋問が行われ、尋問はコートリポーター（Court Reporter）によって記録される。また、裁判所が必要と認める場合には、債務者以外の者についても尋問することができる（同条（5））。債務者は、この際、財産や上記尋問事項に関する一切の書類を提示しなければならない（同条（11））。

債務者が出頭を拒否したり、供述を拒否した場合には、裁判所は、出頭確保等のために民事訴訟規則で定める命令を出すことができる（同条（6））。これに従わなかった場合には、法廷侮辱（Contempt of Court）に該当する（SCCR22条-8）。

執行のための尋問は、裁判所の命令がある場合を除き、これを行った日から1年間は再申立てが禁止されている（SCCR13-4（4））。

- (3) 執行のための尋問に加えて、債務者の財産調査のため、債権者は、召喚状（Subpoena）の発付を求め、債務者を尋問することができる。

召喚状の発布を求めるためには、債権者は宣誓供述書によって、債務が弁済されていない旨及び執行の命令（Writ of Execution）によって財産を差し押さえすることができなかった旨を証明する必要がある

（SCCR13条-3（1））。召喚状は尋問の期日の7日より前に債務者に送達されなければならない（同条（3））。

召喚状による尋問は、執行のための尋問に比較して尋問事項が制限されており、①債務者の収入及び財産、②債務額、③財産の処分の状況、④弁済に当てることができる財産や資産についてのみ尋問することができる（同条（4））。尋問は裁判官、補助裁判官（Master）又はレジス

トラーの面前で行われる。

債務者が、①期日に出頭しなかった場合、②宣誓を拒絶し、又は、質問に答えなかった場合、③財産に関する書類の提出を拒んだ場合、④債権者の満足する回答をしなかった場合には制裁規定が置かれている（同条（8））。

制裁の内容であるが、尋問が裁判官の面前の場合、裁判所は債務者を拘留することができる。また、裁判官以外の者の面前の場合、報告書を作成の上、期日を変更して裁判官の面前の尋問に切り替え、裁判官は拘留又は勾引をすることができる。

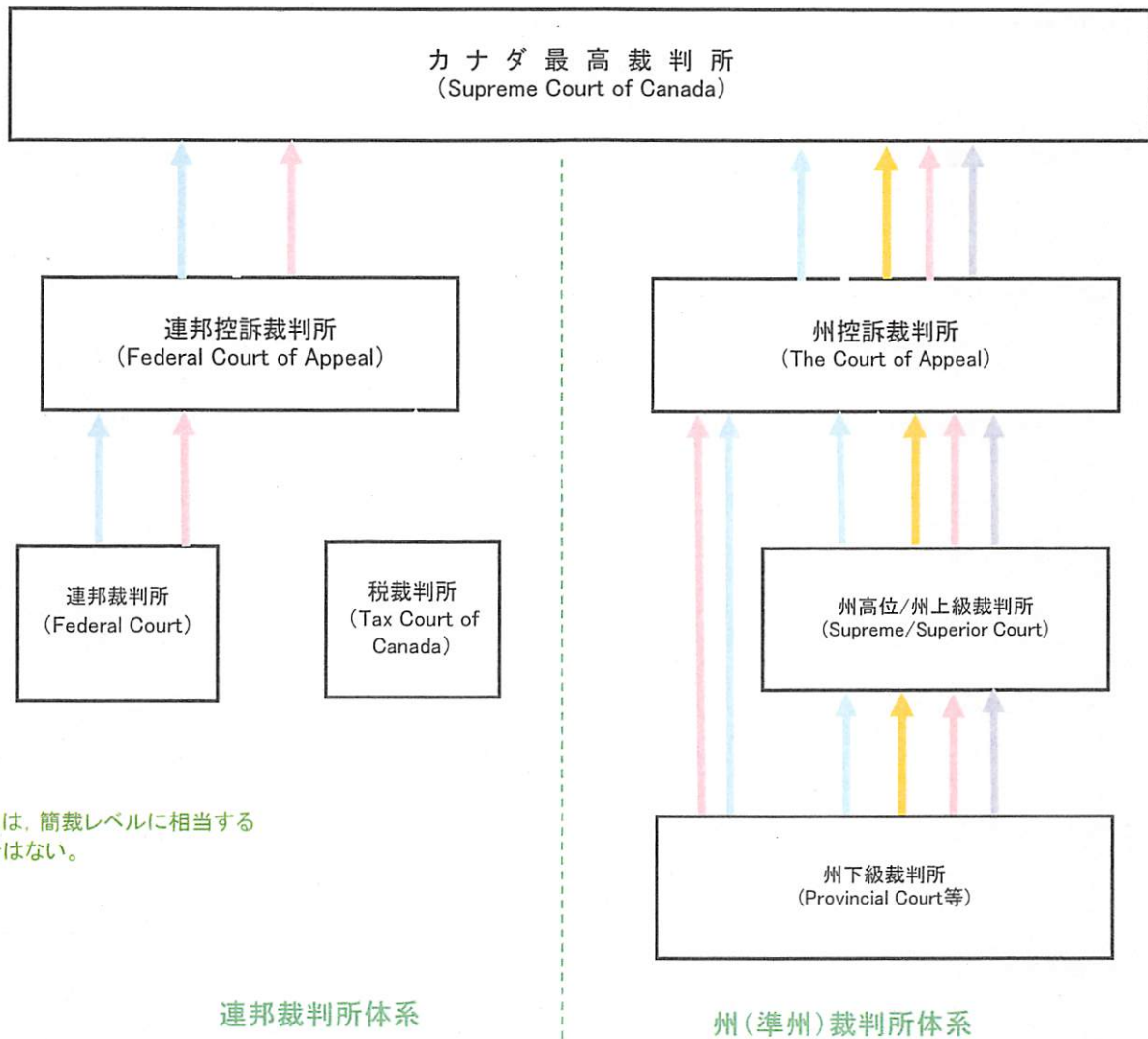
また、尋問の結果、債務者が合理的な理由なく支払をしていないことが明らかになった場合にも、裁判官等は拘留をすることができる（同条（10））。

尋問の結果、裁判官等は、①債務者の動産を支払いに充てる、②支払期日前の支払、③以前の命令の変更などの命令をすることができる（同条（11））。

以 上

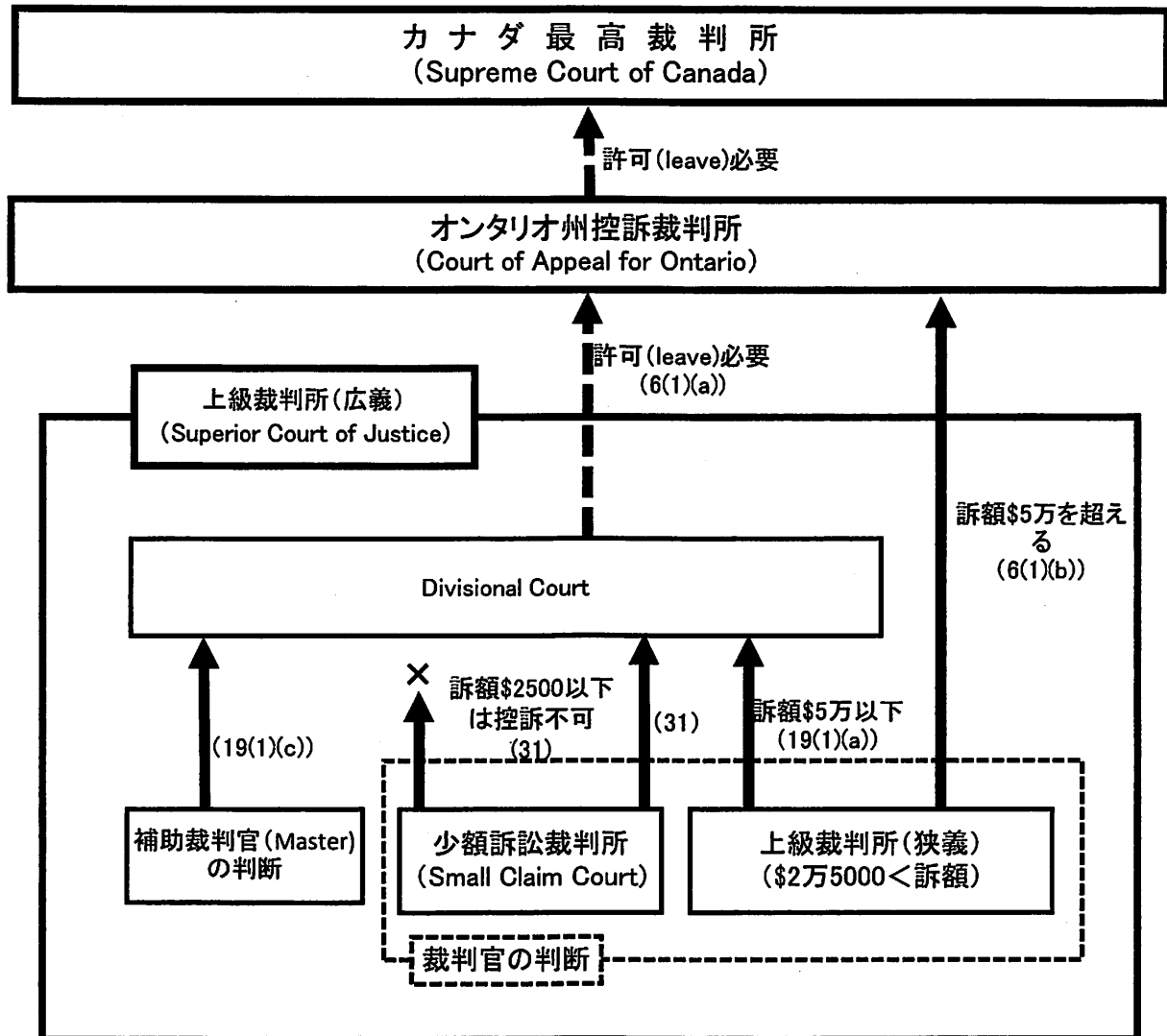
カナダの裁判所審級図

- 民事事件
- 行政事件
- 家事事件
- 刑事事件
- 少年事件



カナダには、日本における行政事件訴訟法に相当するものがなく、統計上も行政事件に相当するものは存在しないが、行政機関が行った裁決・決定に対してレビュー(review)又は控訴(appeal)という形式の司法審査が裁判所によって行われている。

オンタリオ州民事事件審級図 (終局裁判に対する上訴)



- (注1) 州裁判所(Ontario Court of Justice)に民事事件の管轄はない。
 (注2) 条文番号はオンタリオ州裁判所法(Courts of Justice Act)のもの。
 (注3) 小額訴訟裁判所の事物管轄及び上訴制限については、Ontario Regulation 626/00 "Small Claims Court Jurisdiction and Appeal Limit"参照。